令和７年10月14日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

土木環境委員会記録

（ 第 ２ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第２号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年10月14日（火曜日）
開　会　午前10時３分
散　会　午後４時22分
場　所　第２委員会室

本日の委員会に付した事件

１　令和７年第５回議会乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
２　令和７年第５回議会認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について（環境部所管分）
３　令和７年第５回議会認定第22号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
４　令和７年第５回議会認定第23号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
５　決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長　仲里全孝
副委員長　糸数昌洋
委員　喜屋武力　大屋政善　下地康教　中川京貴
山内末子　新垣光栄　比嘉瑞己　瑞慶覧長風

欠席委員

委員　又吉清義

※決算議案の審査等に関する基本的事項３（６）に基づき、監査委員である又吉清義委員は調査に加わらない。

説明した者の職、氏名

環境部長	多良間一弘
環境企画統括監	桑江隆
環境政策課長	仲地健次
環境保全課長	與儀喜真
環境保全課基地環境対策監	嘉数江美子
環境整備課長	與那嶺正人
自然保護課長	知念宏忠
環境再生課長	横田恵次郎
企業局長	宮城力
総務課長	志喜屋順治
経営計画課長	大城貴
経理課長	神谷司
配水管理課長	又吉直人
配水管理課危機管理室長	福元淳

○仲里全孝委員長　ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出席を求めております。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和７年第５回議会乙第13号議案の議決議案１件、令和７年第５回議会認定第１号、同認定第22号及び同認定第23号の決算３件の調査についてを一括して議題といたします。

環境部長から環境部関係決算事項の概要の説明を求めます。

多良間一弘環境部長。

○多良間一弘環境部長　本日はどうもよろしくお願いいたします。

それでは、環境部の令和６年度一般会計決算の概要について、ただいま表示しました令和６年度歳入歳出決算説明資料（環境部）に基づいて御説明いたします。

まず初めに、歳入決算の状況につきまして、御説明いたします。

ただいま表示しました３ページを御覧ください。

環境部所管の歳入は６つの款からなっており、具体的には、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入、県債となっております。

１行目の予算現額の（Ａ）欄を御覧ください。

令和６年度の環境部所管の歳入の合計額は、予算現額（Ａ）は20億3022万1000円、調定額（Ｂ）は19億1762万9732円、うち収入済額（Ｃ）は18億3490万3291円であり、収入未済額（Ｅ）は8272万6441円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は95.7％となっております。

次に、（款）ごとの歳入について御説明いたします。

（款）使用料及び手数料は、予算現額4522万4000円に対し、収入済額は6071円であり、動物愛護管理センター等に係る土地使用料であります。

その３行下の（項）証紙収入につきましては、予算現額4522万円に対し、収入済額が０円となっておりますが、実際の収入済額は4359万9500円となっており、これについては、出納事務局において、取りまとめて計上されることとなっております。

（款）国庫支出金は、予算現額16億2542万4000円に対し、収入済額は15億2943万7937円であり、主なものは、外来種対策事業や世界自然遺産保全・適正利用推進事業などに係る沖縄振興特別推進交付金及び省エネ家電買換購入支援事業に係る物価高騰対応重点地方創生臨時交付金であります。

（款）財産収入は、予算現額1630万5000円に対し、収入済額は1630万4355円であり、その内容は、土地貸付料、環境保全基金利子及び産業廃棄物税基金利子に係る財産運用収入であります。

ただいま表示しました４ページを御覧ください。

（款）の繰入金は、予算現額9065万6000円に対し、収入済額は8624万1269円であり、その内容は、産業廃棄物税基金繰入金及び環境保全基金繰入金であります。

（款）諸収入は、予算現額611万2000円に対し、調定額は9004万100円、収入済額は731万3659円であります。

収入未済額が8272万6441円となっていますが、その内容は、平成29年度から令和３年度に実施した産業廃棄物の不適正保管に係る行政代執行による撤去・処理を行ったことに対する求償費用の収入未済額であります。

（款）県債は、予算現額２億4650万円に対し、収入済額は１億9560万円であり、その内容は、電動車転換促進事業であります。

次に、歳出決算の状況について御説明いたします。

ただいま表示しました５ページを御覧ください。

令和６年度の環境部所管の歳出は（款）衛生費からとなっております。

１行目の予算現額（Ａ）欄を御覧ください。

予算現額（Ａ）は39億7249万6000円、うち支出済額（Ｂ）は36億6710万4709円、翌年度への繰越額（Ｃ）は7200万円、不用額（Ｄ）は２億3339万1291円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合を示す執行率は、92.3％となっております。

次に、不用額２億3339万1291円のうち、（目）で主なものについて御説明いたします。

不用額（Ｄ）欄の上から４行目になりますが、（目）環境衛生指導費の不用額5286万1780円は、主に海岸漂着物等地域対策推進事業において、各海岸管理者における漂着物の回収処理事業に係る入札残及び市町村補助分における実績精算に伴う執行残を積み上げたものであります。

下から２行目になりますが、（目）環境保全費の不用額6014万4245円は、主に省エネ家電買換購入支

援事業において、県民が買換購入した際に付与するポイント等の交付実績額が当初見込みよりも少なかったことによる執行残であります。

一番下の行になりますが、（目）自然保護費の不用額9730万5055円は、主に外来生物侵入防止事業費における埋立土砂搬入届出がなかったことによるものであります。

以上をもちまして、令和６年度の環境部一般会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長　環境部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から企業局関係決算事項の概要の説明を求めます。

宮城力企業局長。

○宮城力企業局長　委員の皆様おはようございます。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、企業局関連の令和７年第５回議会認定第22号、同認定第23号及び同乙第13号議案について順次御説明申し上げます。

本日は、令和６年度沖縄県企業局決算の概要により御説明いたします。

初めに、認定第22号令和６年度沖縄県水道事業会計決算について御説明いたします。

２ページを御覧ください。

上の表、収益的収支について御説明いたします。

水道事業収益が303億5258万6779円、水道事業費用が305億7051万3116円で、差引き２億1792万6337円の純損失を計上しており、これは平成14年度以来、22年ぶりであります。

その主な要因は、施設老朽化の進行による修繕費、渇水等に伴う海水淡水化施設の稼働による動力費等の費用が増加したことによるものであります。

続きまして下の表、資本的収支について、御説明いたします。

資本的収入は101億2916万9612円で、他会計借入金30億円の借入れ等により前年度比で約19億円増加しております。

資本的支出は121億6625万7658円で、国庫補助対象事業の繰越し等により、対前年度比で約８億円減少しております。

収支不足額は約20億円となっており、先に述べた他会計借入金や企業債の借入れにより、対前年度比で約60％減少しております。

３ページは、過去の決算額推移等を示した図表となっております。

３ページの上の図、水道事業収益の推移について、給水収益は令和５年度までほぼ横ばいでありましたが、令和６年10月１日からの料金改定により、令和６年度は約13億円増加しております。

他会計補助金については、令和５年度は、電気料金高騰や渇水の影響を受けた事業者の支援を目的とした補助金により大きく増加しておりましたが、令和６年度は補助対象期間の減により、減少しております。

中段の図、水道費用の推移を御覧ください。

沖縄県の水道事業の環境としまして、河川の規模が小さく、多くの河川等から取水する必要があること、北部地域の水源地と中南部の消費地が遠く離れていることから、全国と比べて取水ポンプ場や増圧ポンプ場が多く必要であるため、費用に占める動力費や人件費の割合が全国平均を上回っているという特徴があります。

そのため、動力費については、これまで約23億円程度で推移しておりましたが、近年の電気料金高騰に伴い、令和３年度以降右肩上がりで急激に推移しており、令和６年度は令和２年度比で約1.8倍増となり、水道事業の経営に大きな影響を与えております。

左下の表、給水原価・供給単価の推移を御覧ください。

令和３年度までは、有収水量１立方メートル当たりの費用である給水原価が、有収水量１立方メートル当たりの販売単価である供給単価を下回っておりましたが、動力費など費用の増加のため、令和４年度以降は給水原価が供給単価を上回っている状況が続いております。

これは、給水収益だけでは費用を賄えていない状況が続いているということになります。

４ページを御覧ください。

こちらは、資本的収入及び支出の推移等を示した図となります。

右上の図、建設改良費の主な財源となります国庫補助金受入額については、平成28年度以降減少傾向が続いております。

中段右の図になりますが、それに伴い、資本的収支不足額を補塡する内部留保資金については、平成25年度以降減少傾向が続いておりましたが、令和６年度は、他会計借入金の受入れにより増加しております。

右下の図は、給水収益に対する企業債残高の割合

で、企業債残高の規模を示す指標となります。

本県は先に述べた特徴により、水の供給に当たって多くの設備投資が必要であり、その資金については、国庫補助金のほか、企業債借入により賄っていたことから、当比率が全国平均を上回る状況となっております。

以上で、認定第22号の説明を終わります。

続きまして、認定第23号令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算について、御説明いたします。

５ページを御覧ください。

上の表、収益的収支について、御説明いたします。工業用水道事業収益が６億9218万4122円、工業用水道事業費用が６億5681万1194円で、差引き3537万2928円の純利益となっております。

その主な要因は、収益においては、他会計補助金が増加し、費用においては、福地ダム災害復旧事業負担金の減額により負担金が減少したことであります。

続きまして下の表、資本的収支について御説明いたします。

資本的収入は3968万6300円で、前年度比で約3600万円増加しております。

資本的支出は１億668万917円で、前年度比で約5800万円増加しております。

これらはともに、国庫補助対象事業費の増などによるものであります。

６ページは、過去の決算額推移等を示した図表となっております。

中段の図、工業用水道費用の推移を御覧ください。

工業用水道事業につきましても、水道事業と同様に、動力費は令和３年度以降、右肩上がりで急激に推移しております。

７ページを御覧ください。

こちらは、資本的収入及び支出の推移等を示した図となります。

中段右の図、建設改良費の推移については、平成18年度以降、ほぼ横ばいで推移しております。

下の図、施設老朽化の程度を表す有形固定資産減価償却比率については、全国平均を上回っており、今後は老朽化した施設の長寿命化対策や計画的な更新が必要となっております。

以上で、認定第23号議案の説明を終わります。

続きまして、乙第13号議案令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明いたします。

８ページを御覧ください。

本議案は、決算における未処分利益剰余金3446万4507円の全額を、将来の企業債償還に充てるため、減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第13号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長　企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言する必要がありますので、御留意願います。

総括質疑の提起があった場合は、委員長が総括質疑を提起した委員に対し、誰に、どのような項目を聞きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

総括質疑の項目については、本委員会の質疑終了後に、改めて、理由の確認や意見交換等の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡等の確認があり、中川委員から質疑取下げの申出があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

それでは、これより直ちに環境部及び企業局関係決算事項に対する質疑を行います。

山内末子委員。

○山内末子委員　おはようございます。

まず、環境部のほうからお願いいたします。

通告には出していないんですけれど、今、環境部長のほうから決算概要についての大まかな説明がございました。その中で見てみますと、執行率もなか

なかいい状況ではありますけれど、収入未済額が、幾つか項目が入っていないところがありますね。その辺、全体的な、環境部といたしまして、今回のこの決算に対します評価について、まずお伺いをいたします。

○仲地健次環境政策課長　お答えします。

令和６年度の決算につきましては、先ほど執行率のお話がありました。令和６年度の執行率は92.3％というところでございますが、県全体の歳出決算の執行率89.3％からすると、まだ少しいいのかなというところで、ちょっと考えております。

以上です。

○山内末子委員　それを踏まえて、全体的な今回の令和６年度の決算の全体的な評価、これについて、部長のほうからお願いいたします。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

執行率につきましては、先ほどもあったとおり、92.3％ということで90％を超えているわけですけども、執行率については前年度から若干、マイナス1.6ポイントほど減少しているような状況があります。これについては、いろいろ不用額が増えていたり、繰越額があるというところなんですけども、いろいろ工事の入札不調・不落等によって公園事業等のそういったものが、不調・不落があって、繰越しが多くなっているというような部分でありますとか、あるいは省エネ家電の購入事業、促進事業等におきまして、見込みよりも執行額が減ったという部分があったことによって、執行残、不用額が増えたというようなところがあると思っておりますので、そうしたところについてはもう少し、予算の効率的な執行に向けて、改善が必要な部分かというふうには考えているところでございます。

○山内末子委員　ありがとうございます。

その収入未済になっているところを含めて、後でお伺いをいたします。

それでは主要施策の成果からということで、59ページのＰＦＯＳ、有機フッ素化合物残留実態調査事業について、こちらに効果と課題がありますけど、もう少し具体的にお伺いをいたします。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　お答えいたします。

有機フッ素化合物残留実態調査事業の概要ですけれども、有機フッ素化合物残留実態調査事業は、県内のＰＦＯＳ等の残留実態を把握するために、令和５年度及び令和６年度に県内全市町村を対象とし、水質と土壌の調査を実施しております。

令和６年度は、令和５年度と同様に、水質調査は水質汚濁防止法の政令市である那覇市を除く40市町村から各１地点の合計40地点で調査を実施しております。土壌調査につきましては、全41市町村から各１地点の合計41地点で調査を実施しております。

なお、水質調査地点は、令和５年度と調査地点を変更して実施しております。

令和６年度の水質調査結果についてですが、40地点のうち２地点で指針値を超過し、38地点で指針値以下でありました。全県的な残留実態を把握したところです。

なお、過去２か年の水質調査結果から、令和５年度に嘉手納町内の１地点、令和６年度に嘉手納町、浦添市の２地点の計３地点で指針値超過が確認されております。

令和６年度の土壌調査結果につきましては、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが全市町村の調査時点で検出されており、ＰＦＨｘＳは22市町村の調査地点で検出されております。

なお、過去２か年の土壌調査結果から、全ての調査地点で、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されております。

以上です。

○山内末子委員　ありがとうございます。

水質調査のほうでも２地点で超過をしていると。土壌調査のほうでも、ほとんどのところで出ているということですけど、その課題の中で、汚染原因の特定ということが、やはり課題だと思いますけれど、この課題を解決していくためには、今後この事業を踏まえて、どのようなことをやっていけば、汚染原因に突き進んでいけるのか。

この辺については、どのように考えておりますでしょうか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　水質調査につきましては、指針値を超過した調査地点について、この周辺の地下水ですとか、表流水ですとか、そういったところを追加で調査することを予定しております。

土壌調査につきましては、令和５年度、６年度の調査結果から、比較的高い値で検出された地点について、こちらも追加調査を行って、汚染の広がりですとか、あと、個々の地歴等の情報収集をして、できるだけ汚染源の推定につなげていきたいと考えております。

○山内末子委員　全国でも、やはりここ近年、汚染の状況が広がっているということで、そういった関

係からしますと、全国にはまた別の工場、沖縄ではちょっと米軍基地とか、大きなものもありますけど、全国では違う工場の汚染とかというのも出てきておりまして、いろんな意味でこれ全国的に、協議会なり何なり、そういったところを踏まえながら、しっかりとした調査を国と一緒にやっていくというのは、とても大事なことではないかなというふうに思います。

沖縄のほうから先に汚染の実態が出てきましたけど、今や本当に全国津々浦々で出てきていることを踏まえますと、これはぜひ沖縄だけの問題とせずに、全国的な、国も一緒になってやる体制というものが今後必要になってくるのかなと思いますけど、その辺について、部長いかがでしょうか。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

ＰＦＯＳにつきましては、今御指摘のとおり、全国でもいろいろと検出されているというような状況になっております。

これまでＰＦＯＳにつきましては、撥水性が高いであるとか、科学的に安定性が高いということで、様々な物質にいろいろ使われてきているというような経緯がございます。それの有害性が指摘された現在は、使用禁止という形になっているわけですけども、そういったものの残留性というものがあることによって、全国でもいろいろ、そういったものが検出されて問題になってきていると思っております。

それにつきましては、沖縄県においても、こういった形で調査をしているところでございますけれども、国におきましても、専門委員会とかそういったものを設置して、検討が進められているところですので、全国のモニタリングも、国においても行われているところですので、そういったデータも活用しながら、連携を取りながら、県としてもこの汚染原因の特定に向けて、非常にこの汚染原因を特定するのはかなり難しいと思うんですけども、土地利用状況とか、そういったものを調べながら、これからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山内末子委員　よろしくお願いいたします。

続きまして、83ページ。電動車転換促進事業、これについてお願いいたします。これは概要から具体的にお願いいたします。

○横田恵次郎環境再生課長　お答えいたします。

令和６年度の県公用車の電動車導入実績は51台となっております。令和３年度から令和６年度までの導入実績といたしましては、182台となっており、令和７年度に導入予定の31台と合わせると、本事業での導入台数は213台となる見込みです。予定どおり導入いたしますと、令和７年度末で特殊車両や軽自動車を除く、普通自動車467台中213台、約45.6％を電動車に転換することになります。

充電設備につきましては、令和６年度に１施設に１基導入しており、令和３年度から令和６年度までに30施設、122基を整備しております。令和７年度に新たに58基の設置を予定しており、最終的には41施設180基の整備になる見込みとなっております。

以上です。

○山内末子委員　この事業は順調に、進捗も含めて、また、今年度の計画も踏まえて、しっかりとやっていると思っております。

これによりますＣＯ２削減の量というのが、約18トンというふうになっておりますけど、目標値、沖縄県のＣＯ２削減目標値が2030年度の目標に向けて、今現状はどのようになっていますか。

○横田恵次郎環境再生課長　第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画においては、2030年度までの中間目標として、県内の温室効果ガスを2013年度比で31％削減することを掲げております。

最新のデータである2022年度の県内の温室効果ガス排出量は1170.6万トンであり、前年度と比較すると42万トン増加しておりますが、基準年度である2013年度と比較して、6.8％減少している状況にあります。

○山内末子委員　もうこれ今、特に沖縄は運輸のほうのＣＯ２の発生がとても大きいということを考えますと、こういった事業をＥＶでどんどんどんどんＣＯ２削減に向けて、目標に向けて、しっかりと環境部のほうでもやっていかないといけないと思うんですけれど。

次のところでもありますけれど、ＥＶバスの事業ですよね。こういったバスだとか、そういった運輸のほうの予算をつけていくということは、とてもＣＯ２削減に大きな影響を及ぼすと思っておりますので、ぜひそこはしっかりとやっていただきたいと思っております。

それを踏まえて、先ほどありましたけど85ページの事業が、応募したけど不採択になったということで、予算がつけられていませんけど、この手続の状況とか、その辺のところをもう少し具体的に説明をお願いいたします。

85ページの業務用車両電動化促進事業がゼロ決算になっていますよね。

○横田恵次郎環境再生課長　この事業ですけれども、県では運輸部門の脱炭素化を促進するために、タクシーやレンタカー等の電動化を支援することを目的に、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、業務用車両電動化促進事業を実施する予定としておりました。

同交付金については例年３月頃に公募があり、翌年度５月頃に内示通知が出るため、事業を当初予算として計上する必要があり、令和６年度の当初予算額として9140万9000円を計上しておりました。

また、応募に際しては、再エネ発電設備を一定以上導入することが要件とされているため、商工労働部の再エネ導入事業である太陽光発電設備等導入支援事業と合わせて応募しましたが、審査の結果、不採択となっております。

なお、重点対策加速化事業の審査結果については、令和６年５月13日に、環境省から、本件は不採択との連絡がありましたが、その理由については公表されておりません。

同交付金の不採択により、歳入が見込めなくなったことから、２月議会において減額補正をしたところでございます。

○山内末子委員　ということは、この事業は今後も、今回不採択でありますけれど、また次年度に向けて予算組みをして、事業としてやっていくのかどうか、この辺はどうですか。

○横田恵次郎環境再生課長　令和７年度につきましても、事業スキームを適宜見直して再応募する予定で進めておりましたけれども、令和７年度の応募要件として2030年までに公共施設・公用施設の電力消費に伴うＣＯ２排出を実質ゼロとすることなどが加えられており、現行の沖縄県環境保全率先実行計画の2030年度には、県管理施設で使用する電力の50％を再生可能エネルギーとすることを目指すとした取組目標と比較した上で、応募要件を満たすことが困難と判断して応募を見送っております。

○山内末子委員　実は私たち、委員長も含めてですけど、９月にカナダのほうに行ってまいりました。カナディアン・ロッキーのほうの氷河がどんどんもう全部溶けていっていると。それを目の当たりにしますと、とても怖いんですよ。もう、たかだか沖縄のＣＯ２削減かもしれませんけれど、これがどんどんどんどん溶けていくのがもう早くなっている。それを考えますと、30年の目標というのではなくて、本当に早いうちからこれ、沖縄だけの問題ではないんですけれど、我々がしっかりそれをやっていかないと、地球規模の問題ではありますけれど、そういったことを含めて、ぜひＣＯ２削減に向けてのこういった事業の展開を全力で取り組んでいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、企業局にお願いいたします。

企業局のほうで、令和６年度の沖縄県企業局決算の概要からです。その中で先ほど説明がございました水道事業収益の推移の表からお願いいたしますけど、他会計の補助金の内訳の説明がありました。

もう少しこれを具体的にお願いしたいと思います。

○志喜屋順治総務課長　御説明いたします。

他会計補助金につきましては、額の大きいものから御説明させていただきますけども、特別高圧受電契約事業者支援補助金というのがございます。商工労働部のほうの事業ですけども、具体的には、特別高圧を受電している事業者に対して、電気料金が高騰する部分の影響を受けているところに対しての補助金をいただいておりまして、額としましては１億7039万円をいただいております。

もう一つのほうとしましては、水道用水供給事業者支援事業という補助金が、保健医療介護部のほうで実施していただいておりますけども、これにつきましては、水道用水供給事業者の原油高騰、それから物価高騰に伴う影響に対しての支援を行うということで実施させていただいているもので、額としましては、１億6700万5000円の補助をいただいたところでございます。

そのほかとしましては、総務省の繰出基準に基づくものでございますけども、子どもに対する児童手当の補填費として1842万9000円。それから、昭和60年から平成10年までに発行しました臨時財政特例債というものがございますけども、それの償還利息補塡金として、固定費として2344万円を受入れているところでございます。

以上でございます。

○山内末子委員　ありがとうございます。

令和６年度はこのような形になっていて、見込みといたしまして、次年度の方向性としてどのように推移していくのか、この辺までちょっとお願いいたします。

○志喜屋順治総務課長　次年度につきましても、今年度も含めて、次年度も含めてですけども、補助がいただける事業がございましたら積極的にエントリーして、そういった補助金はぜひ活用していきた

いというふうに考えているところでございます。
以上です。
○山内末子委員　局長からもありましたけれど、沖縄県の水道事業の規模といたしまして、本当にいろいろな意味で厳しい規模の中で、動力費や人件費の高騰などを含めて大変厳しい状況が続いていると思います。
そこで、その下にあります水道料金の改定スケジュールというのがありまして、昨年ですよね、改定をいたしました。昨年、企業局が改定をした中で、各市町村の水道料金の改定をしたところはどれぐらいになっていますか。幾つの市町村が改定をしたのか。
○大城貴経営計画課長　お答えいたします。
企業局の調査によりますと、令和７年９月現在で企業局から受水している市町村が29ございますが、そのうち９の市町村等が改定済みとなっております。
以上でございます。
○山内末子委員　今決算を見ていても、とにかく企業局の決算状況も厳しい状況が見えておりますけれど、今回、活性炭の補助事業というのが、次年度、その次の改定のときにはなくなるということを考えますと、水道料金の改定というもののスケジュールがまた変化をしていくのかなと心配をしておりますけれど、この辺の方向性というんですか、見込みというんですかね、その辺について局長のほうから少しお願いいたします。
○宮城力企業局長　令和６年10月から段階的な料金改定を行っているところですけれども、これは、まず令和７年度の企業債の償還ができなくなる見込みであるというところもあって、料金改定させていただきました。
料金改定に係る総括原価方式、この期間で幾らぐらい費用がかかって、それを賄うためには収益がどのぐらい必要で、それを単価で割り戻すとどのぐらいになるかという算定をするんですけれども、これは、令和６年度、７年度、８年度、９年度の４年度分の総括原価に対する総収益ということで、料金改定のスケジュールを行いました。
したがいまして、令和10年度以降どのぐらい費用がかかって、これを賄うにはどのぐらいの収益が必要なのか、これまた改めて、令和９年度、あるいは８年度、その辺りにまた改めて検討、検証していくということになります。
したがいまして、先ほどＰＦＯＳのお話がありましたけれども、まず、ＰＦＯＳだけではなくて老朽化施設もたくさんございます。これ、計画的に更新しなければいけない。水道広域化の施設整備もまだ半ばでございます。
この辺りの中長期的な投資計画も見据えた上で、持続的な経営をするには、どのような収益構造が必要なのか、この辺りをじっくり慎重に検討していきたいと思っております。
○山内末子委員　今ありましたように、導水管の整備もやらないといけない。その上で、電力はまだまだ高騰があるというようなことを考えますと、とても厳しい状況が企業局のほうではあるかなと思います。
それはもう本当に知恵を出していかないといけないと思っておりますし、全てにおいて計画的なことをやっていかないといけないと思っておりますので、ぜひそこはしっかりと皆さんで考えてお願いしたいと思います。
最後に、ずっと雨がなくて、この間ちょっとダムの上水を見てみますと、ちょっと心配なんですけど、今後また、今年ですけど、断水とかそういうようなことはないんでしょうか。この辺どうですか。
○又吉直人配水管理課長　お答えいたします。
本日０時付のダムの貯水率をちょっと御紹介しますと、平年値では92.6％で、現在の貯水率が82.3％で、10.3ポイント下回っておりますが、おととし渇水でちょっといろいろ騒いだ時期があったんですけども、その頃に沖縄渇水協議会のほうでいろいろ検討したときに、ダムの貯水率に応じて取り得る方策というのがいろいろあるんですけども、現在の状況としてはまだ危機状況に至らないということで、今後ダムの貯水率の推移を注視しながら、必要に応じてまた広報の強化とか、また節水の呼びかけ、そういったのを進めていきたいと考えております。
○仲里全孝委員長　山内末子委員の質疑は終わりました。
新垣光栄委員。
○新垣光栄委員　それでは、環境部のほうから歳入歳出決算説明資料の中から、ただいま表示しております決算の収入の分からなんですが、当初予算が24億576万3000円、そして調定額が19億円ということで、本来予算というのは大体80％ぐらい予算計上をして、増えるものが一般的なんですけど、なぜこのように大幅な減になっているのかお伺いいたします。詳しく説明をしていただきたいです。
○仲地健次環境政策課長　お答えします。

令和６年度の歳入決算額におきまして、当初予算額としましては24億500万円余りだったところ、最終的な歳入予算現額としまして20億3000万円余りとなっております。

その減額の主なものとしましては、２月補正におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減、そして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の減などがあったことによるものであります。

○新垣光栄委員　そういった中で考えても、この環境部の予算というのは、私はもう今一番大切な部署だと思っているんですけども、あまりにも予算規模が小さ過ぎる。もっと予算も増やして、環境対策等事業も職員も増やして、今後の沖縄県の主要になる部署だと思っているんですけども、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○仲地健次環境政策課長　予算額の件なんですけど、ちょっと今手元に資料がないので具体的な数字は述べられないんですけど、九州各県の歳出予算の状況を令和４年度の予算で調べましたところ、各県差がありました。

ただ、沖縄県と似たような組織を持っている福岡県につきまして、歳出予算として0.4%、沖縄県と同じような大体0.4%ということで、同様な予算規模なのかなというのは思っているんですが、今後、必要な環境保全に係る対策については、必要に応じて予算を要求していきたいと考えております。

○新垣光栄委員　ぜひ部長からも一言、今、観光宿泊税を導入しておりますので、これだけの事業をするためには職員をしっかり増やして、いろんな事業に取り組んでいただきたいと思っておりますけども、環境関係は環境部が中心になってマトリックス会議等も主導していっていただきたいと思うんですよ。どうでしょう。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

環境部はハード的な事業がほぼないような部署でして、ソフト面での規制面の部分が多い部署になっております。そのために額的には少なく見えると思いますけども、我々も必要な予算については毎年しっかり確保に努めております。

また必要な事業については、その都度体制等の強化も図っているところでございまして、少しずつではありますけども着実に予算額も確保して増やしてきておりますので、今後も必要な予算の確保には努めて、しっかりと環境保全の政策に努めてまいりたいと考えております。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、職員体制の答弁漏れがあるとの指摘があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

多良間一弘環境部長。

○多良間一弘環境部長　それにつきましても先ほど答弁しましたけど、体制の整備ということで、当然いろいろ必要な業務があるときには、そういった体制の強化にも努めていきたいということでございます。

○新垣光栄委員　それでは、事業のほうに行きます。

事業は、今、表示していただいている基地周辺環境対策推進事業において、専門家から蓋然性が高いということで総括があったと思うんですけど、具体的にもっと詳しく、どのような総括があったのかお伺いいたします。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　お答えいたします。

この基地周辺環境対策推進事業の中の普天間飛行場周辺のＰＦＯＳ等の汚染源調査のことになると思うんですけれども、このことについて県は、従来普天間飛行場一帯、この地下水の流れが国道330号側、こちらが上流で、海側の国道58号側、こちらが下流になっているとして、上流側の湧水等では高濃度のＰＦＯＳ等が検出されず、普天間飛行場を挟んだ下流側の湧水等において、高濃度のＰＦＯＳ等が検出される状況があるということがありました。このことから、汚染源は普天間飛行場にある蓋然性が高いと従来から考えておりました。

この事業が令和４年度から６年度にかけて専門家会議を通して、調査、検討を行っております。その結果、普天間飛行場の地下水の上流側の地域では、ＰＦＯＳ等の汚染源となり得る使用履歴が確認されず、一方、普天間飛行場内においては、消火訓練施設ですとか、あと格納庫での使用、あと流出事故の発生等が確認されたこと、また、地下水の流向などを把握するため、普天間飛行場内を北東側、真ん中、南西側の３つの流域に分けて、周辺地下水のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳ、６：２ＦＴＳといった４物質の構成比について調べております。

その類似性や検出濃度から分析したところ、この２つの流域、南西側、北東側の流域になるんですが、こちらにおいて、比較的狭い範囲ではありますが、地下水の流向、流動が推測できており、地下水については普天間飛行場から流れてきて、下流側の湧水に向かい流下していることが確認されていま

す。

また、この２つの流域の下流側の湧水等では、新しいタイプの泡消火薬剤の成分の由来とされています６：２ＦＴＳという物質が検出されております。

また、ＰＦＯＳ等の汚染源となり得る場所である泡消火薬剤の保管等が確認された格納庫ですとか、使用が確認された消火訓練施設が普天間飛行場内の同じ流域内に存在していること、これらのことから、県としては、ＰＦＯＳ等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まったと考えているところです。

○新垣光栄委員　これだけちゃんと説明できる調査を行って、蓋然性が高いということですので、私はもう確定してもいいのではないかな、そのために立入調査をするべきだと思っております。

そこで次の事業のフッ素化合物の実態調査事業において、なぜ国に立入りを課題として求めないのかをお聞きいたします。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　お答えいたします。

県はこれまでも普天間飛行場が汚染源である蓋然性が高いと考えて、同飛行場の調査のため、立入申請を行ってきたところです。ただ、いまだ認められておりません。

県としましては、これまでの今回の調査により、汚染源が普天間飛行場にあると推定される重要な根拠、汚染源の特定に向けた科学的な裏づけが得られたと考えております。

そのため、去る９月８日とあと９日に立入調査の必要性への理解を求めるため、環境省、外務省、防衛省の担当者に対し、本調査結果を示し、普天間飛行場が汚染源である蓋然性がさらに高まったこと等について説明を行っております。

県としましては、今後も調査結果を示しながら、引き続き国や米軍に対し、立入調査の実現等を求めてまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員　しっかり立入調査と、新たに環境基準を制定していただけるよう国にもっと強くアピールをしていただきたいと思います。

次は、赤土対策に移っていきますので、よろしくお願いいたします。

この事業で、許可、届出等、通知があった事業所に対して調査やパトロールを行っていたと。それで、298件実施し、138件が指導の対象になっていたということで、具体的に説明してもらえますか。

○與儀喜真環境保全課長　お答えします。

赤土等流出防止対策推進事業は、赤土等流出防止条例の運用に係る事業費でありまして、立入調査や監視パトロールを実施するとともに、周知活動の一環として県民を対象とした赤土等流出防止に係る交流集会や、土木業者等を対象とした講習会を開催するもので、県単予算の事業となっています。

令和６年度の成果としまして、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出通知がありました事業場等へ立入調査や監視パトロールを行っていますが、赤土等流出状況の確認を延べ298件実施して、そのうち届出通知の記載内容に沿わないなどの対策が不十分な138件については、指導により、赤土等流出対策等を改善させているというところであります。

○新垣光栄委員　このように届出しているところはまだいいんですけども、指導もできますけど、届出していないところはどのように対策をしているのかお伺いいたします。

○與儀喜真環境保全課長　条例上、1000平米以上の土地の改変については、届出とか通知の対象ということになりますが、やはりいまだに届出通知がなされないで事業を行っている方もいらっしゃいますので、やはりこれはそういう日々のパトロールでありますとか、そういう周辺の方からの通報でありますとかで確認されることがありますので、そういった場合に、保健所のほうで、もしくは本庁も一緒に現場立入りなどしまして、指導をして、事業中、行為がまだ続いている状況であれば、まずは一回止めて赤土対策をさせた上で届出の書類などもそろえて提出させると。

改変自体が一旦済んでしまっている場合でありましても、やはり必要な赤土対策を取られた上で事業の報告書は出してもらって、次からはちゃんと事業着手する前に、通知、届出等するようにというような指導などを行うということをやっております。

○新垣光栄委員　私は、赤土対策等、指導から改善までの期間が短くなると、もう河川とか海が赤土で汚染されてしまうということで、私は届出していないとか、違法性のある企業は、速やかに公表すべきだと思っています。もっと強くですね。

その辺はどのようにお考えですか。

○與儀喜真環境保全課長　今のところ条例上では、そういう改善をさせるとか、指導を行って届出をさせるとかということはありますけども、それについての公表を行うという事例は今のところありません。

○新垣光栄委員　ぜひ、事例がないからといって

ちゅうちょするのではなくて、本当に事例をつくったほうがいいと思います。

赤土を止める、私たちの沖縄は、きれいな海であるというのが観光資源になっていると思いますので、しっかり事例をつくって、どんどん公表すべきだと思うんですけど、部長、どのようにお考えですか。

○多良間一弘環境部長　赤土等の流出につきましては、沖縄県赤土等流出防止条例に基づいて指導等を行っているわけですけども、条例におきましては罰則等も設けられておりますので、そういった悪質なものについては、そういったこと、罰則等をかけるということも考えられるところですけども、行政としましては、当然のことながら、まずは改善指導を行って、それを繰り返して、従わない場合等にそういった悪質なものに対して罰則をというのが通常の手順という話になりますので、我々今のところは、そういった形で確認されたところにつきましては、しっかりと改善されてきているというところがありますので、そういった、委員がおっしゃるような悪質な業者がいれば、そういったところも検討していくということになると思っております。

○新垣光栄委員　ぜひ改善のほうをお願いいたします。

そして、次、農地関係ですね。この辺も、また、農林とか含めて、連携した、そういう赤土対策が必要と思うんですけれども、そのような今取り組んでいる連携した事業等はどのようなのがあるのか、お伺いいたします。

○與儀喜真環境保全課長　農林部局との連携に関連する事業としましては、主要施策報告書78ページの赤土等流出防止総合対策事業のほうがあります。この赤土等流出防止総合対策事業は、環境部としましては、河川や海域の生態系のみならず観光産業や漁業にも大きな影響を与える赤土等の流出を防止するため、海域、陸域の調査や対策手法の実証試験、地域における赤土対策の取組支援など、総合的な赤土等流出防止対策を実施する一括交付金事業でありまして、その中で、赤土等流出防止対策検証事業、赤土等流出防止活動促進事業及び赤土等流出防止施設機能強化事業の３つの細事業で構成されております。

この細事業のうち、赤土等流出防止対策検証事業は、その赤土等の流出要因の特定、効果的な対策項の提示、赤土等流出削減量の試算を行うための陸、川、海の総合的な赤土等流出を監視、観測するものであります。連携の一つとして、この調査で得られたデータなどを、農林部局のほうにも提供して、やはりその必要な対策に活用していただいているのがあります。

もう一つの細事業で、赤土等流出防止活動促進事業というのがありまして、こちらのほうは、地域において地域住民と協働で赤土等流出防止対策活動を実施しているＮＰＯ法人等団体への補助を行うものと、地域の子どもたちの赤土等問題に関する意識を高めてもらうための出前講座などを実施しておりますが、この出前講座をする際に、一緒に農林水産部のほうでやっておりますコーディネーターにも参加していただいて、連携を取ったりというようなことをしております。

最後の、赤土等流出防止施設機能強化事業という事業につきましては、これは、これまでに赤土対策として設置されたものの土砂などが満杯となって、赤土等の流出源となっている沈砂池や砂防ダムがありまして、そういったものを、赤土等の堆積状況や管理状況等の実態調査を行って、しゅんせつ等の実証実験で赤土等流出防止効果についての検証を行っておりますが、この砂防ダムとか沈砂池というものが土地改良区などの方々が管理しているというのもありますので、今後こちらについても維持管理のマニュアルなどをつくっておりますので、このマニュアルを基に管理していただくというものをやっていただくと。その際に、農林水産部と連携して、やはりそこからの予算であるとか、そういったノウハウ、また、農林水産部から提供してもらうとか、そういったこともやっております。

○新垣光栄委員　いろいろ取組、お疲れさまです。

そういった中で、今、開発であれば保健所、そして農林関係であれば農林水産部、土木関係であれば土木建築部、そういった連携が抜本的に、この連携の仕組み、連携の強化という部分が、先ほど私が質問をしたのはそうであったんですけれども、強化する必要があると思うんですけど、どうお考えでしょうか。事業説明ではなくて、連携を強化する。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

赤土等の流出については、御指摘のとおり開発現場でありますとか、農地、既存農地でありますとか、そういったのが主な流出源になっております。

現在におきましては、条例施行後、総体としては、半分ほど流出量は減っておりまして、ただ、そのうちの約７割が農地という形になっております。この農地も、既存の営農活動からの流出というのが

ほぼ大きくなっております。

そうしたものに対して、土木建築部、農林水産部と、全庁的に取り組んでいくために、我々以前からちょっと今、資料がないのでいつ設置したかちょっとお答えできないんですけども、以前から全庁的な赤土等流出防止対策の協議会を設けて取り組んでおります。

その中でお互いに情報共有しながら、先ほども説明あったような研修会とか、そういうのもやりながら取り組んでおりますので、引き続きそうした組織も活用しながら、土木建築部、農林水産部と連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○新垣光栄委員　部長、すみません、強化をどう考えているかということを、もう少し具体的に。

○多良間一弘環境部長　強化といいますと、もう組織としては今言ったように、協議会等ございますので、それぞれの取組の事業において、いかにこの予算を確保していくか、あるいは農地対策をいかにやっていくかという部分を検討してく必要があると思います。

我々のほうにおきましては、今説明のあったとおり、赤土等流出防止総合対策事業の中でいろいろ農地対策等も検討しておりますので、そうした部分においてこの対策といったものをいろいろ検討していくということが一つの強化策かなと思っております。

そうしたものを農林水産部とも連携しながら実施していくということが大事なことだろうというふうに考えております。

○新垣光栄委員　これをまたやっていきます。

次に、緑化木の保全対策事業なんですけども、デイゴとか樹幹注入とか、私はもう害虫対策、防害虫対策を抜本的に見直すべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長　抜本的にというか、この事業といたしましては、緑化木保全対策事業では、地域に親しまれている、または名木等として保全が求められているデイゴやアカギについて、沖縄らしい良好な景観を図るため、市町村が実施する薬剤を用いた防除対策に対する補助及び本事業における防除対策の検証を、民間に委託しているという状況でございます。

○新垣光栄委員　この対応が、効果が、樹幹注入では時間がかかり過ぎます。久米島の松が枯れたわけですよ。もうああいう対策では、本当に大切な木が守れない、景観が守れない。本当にしっかり、この辺はもう一度見直す必要があるのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長　本事業により対策を実施したデイゴやアカギですね、これが対象となる害虫が原因で枯死したという例はないというふうに認識しております。

また、委託事業で実施しているデイゴの開花率調査では、対策を実施したデイゴの開花率が52.9%、実施しなかったものが30.1%ということで、対策を実施したほうが開花率が高いということが確認されております。そのため、本事業の効果が現れているものだとは認識しております。

○新垣光栄委員　対策をしたら、この効果ですよ、効果が最大限に生かされているのか、もう頭打ちに来ている、もっとほかに効果がある事業がないのかということですので、その辺はどういうふうに考えているのか。

○横田恵次郎環境再生課長　この事業では、景観を形成していますデイゴですね、そういったものと、あと、また緑化木として対応されているアカギについて、市町村が実施する防除対策を補助すると、９割を補助で、残り１割を市町村が負担するという形での事業計画となっております。

なので、市町村にもその対象とする樹木ですね、そういったところをどれぐらい希望するのかというのもあるかと思いますけども、そういったところで希望を聞きながら、対策を講じているという状況でございます。

○新垣光栄委員　また次にさせていただきます。

沖縄県水道事業会計決算書のほうから、今表示されております当初純損失の２億1792万6337円に関して、所見を伺いたいと思います。

今後の水道事業に対して、不安なところがあると思うんですけども、所見を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○神谷司経理課長　お答えします。

令和６年度水道事業における決算におきましては、当年度、純損失となっております。これは平成14年度以来の22年度ぶりの赤字ということになっております。

冒頭、企業局長のほうから概要説明があったかと思いますが、収益については、料金改定ということで伸びがあったんですけど、支出のほう、費用のほうがそれを上回る支出がございました。特に修繕費及び動力費のところが、収入の増を上回るような費

用の増があったがために、今回赤字となった次第であります。

以上です。

○新垣光栄委員　その２億1700万を補塡したのが、今、減債積立金という考えでいいのか。

○宮城力企業局長　未処分利益剰余金は、工業用水道事業のほうで、水道事業会計のこの２億1700万の損失については、翌年度以降の収益をもってこれに充てるということになります。

○新垣光栄委員　そうすると、今懸念されるのが、内部留保金の中からこの損益部分を調整できるのか。

○宮城力企業局長　内部留保資金は、資本的収支、建設改良事業を行います。あわせて、過去に建設改良で賄うために発行した企業債、これの償還に充てるために内部留保があるわけです。今２億1700万、令和６年度は純損失を計上しておりますけれども、令和６年度の水道料金の改定の効果は10月１日からでしたので半年分、それで13億円程度増収したんですけれども、令和７年度はこれが２倍、通年化しますので、収益については大分上昇するということが見込まれて、その７年度の収益をもってこの２億円を賄うということを今予定しているというところでございます。

○新垣光栄委員　そういった赤字の懸念を、今後ＰＦＯＳ等の除去費対策事業も入ってきます。そうすると、今の水道料金ですね、給水原価が供給単価を上回っている中で、この赤字の部分等をトータルして入れた場合に、どのぐらい水道料金が上がるのか、お伺いいたします。

○宮城力企業局長　資料の３ページに給水原価、供給単価の推移というのを今示しておりまして、令和６年度のいわゆる原価、コストが115円、単価が111円となっておりますけれども、この111円というのは半年分の効果ですので、これが通年化すると、右上のほうに、料金改定スケジュールにありますとおり120円になります。ですので、コストが一定であれば、それを上回る収益を上げられるということになります。

○新垣光栄委員　ちょっと分かりにくいんですけども、今のままだと、１立米当たり120円ほど値上がりすると考えていいですか。

○宮城力企業局長　資料の３ページをお願いいたします。

上段、右側の水道料金改定のスケジュールがあります。平成５年から令和６年の９月30日までは102円でした。これを令和６年の10月１日から、今120円にしています。令和６年度は10月１日から３月31日まででしたので、供給単価が120円ではなくて111円だったということになります。これが令和７年度は通年分で120円になりますし、令和８年からは135円。段階的に改定していくというスケジュールになっているところでございます。

○新垣光栄委員　そのように考えると、今、ＰＦＯＳの件で、費用がかさんでくるということで懸念される部分があると思うんですけども、今その費用を国に求めていくときに、どのような説明をするのかお伺いいたします。

○福元淳配水管理課危機管理室長　お答えします。

企業局としては、米軍基地由来の蓋然性が高いＰＦＯＳ等汚染は、国の責任において適切に対処する必要があると考えておりますので、これまでも国及び米軍に対し、汚染原因の究明と必要な対策の実施、県が実施する対策に係る費用を負担することなどを要請していく。企業局としても今までもやっているところですけども、今後も引き続きその実現に向けて強く求めていくということで考えております。

○新垣光栄委員　先ほど、環境部が実施した調査とか、本当に大切だと思っておりますし、環境部も一生懸命やっていただいております。

そういった連携をして、国にしっかり予算を求めていくということが必要だと思っております。そういった意味で、国へ予算を求めていくときに、どうしても、私たち県議会も同じ方向性で、国のほうに負担を求めていくべきだと思っているんですけども、そういった中で、やはり蓋然性が高い部分も主張していかないと、根拠に基づいた主張をしていかないと、なかなか国へ予算要求できないと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。蓋然性がなくても、予算要求できないかと思っているんですけどね、どのように考えているのか。

○宮城力企業局長　前に企業局が調査した地下水の結果がありまして、嘉手納飛行場の周りの地下水の流れがどうなっているのかというのを調べて、その入り口のところの上流地点と出口のところの下流地点のＰＦＯＳ濃度をそれぞれ測定すると、下流では桁が違うぐらい濃度が高いＰＦＯＳ濃度が検出されたというところから、この主要な汚染源は嘉手納基地内にあるのではないか、その蓋然性が高いのではないかというのを我々はずっと主張してきていて、それだからこそというか、蓋然性が高いから施設提

供者である日本国政府、あるいは米軍によって汚染原因の特定と抜本的な対策をしていただきたいということと、係る費用については十分支援をしていただきたいということを従前から申し上げているところでございます。

○新垣光栄委員　最後になりますけども、国への予算要求をしていくためには、もう絶対的な蓋然性があるということを主張して求めていくということだと思いますし、それに基づいて淡水化のための動力を使っているわけですから、しっかり国に予算要求を、部長を中心にやって、また、全庁的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○仲里全孝委員長　新垣光栄委員の質疑を終わります。

仲地健次環境政策課長のほうから、答弁漏れがあるようですので、許可します。

○仲地健次環境政策課長　先ほど、新垣光栄委員の環境部の予算に関する質問の中で、他県の状況を説明したところなんですが、先ほど福岡県ということで説明したところなんですが、正しくは大分県でしたので訂正させていただきます。おわびして訂正いたします。

以上です。

○仲里全孝委員長　糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員　よろしくお願いします。

今、新垣光栄委員からも質疑のあったところの基地周辺環境対策推進事業の関連なんですが、今回、令和６年の調査で、汚染源が普天間飛行場である蓋然性がさらに高まったということで、皆さん総括をされたようですけれども、具体的な汚染源の特定に向けて、様々専門家から指摘がなされているという状況があるようですが、そこの部分について、事業の実施状況を含めて、説明をお願いできますか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　お答えいたします。

有機フッ素化合物汚染源調査につきまして、県では、普天間飛行場周辺の湧水等で検出されるＰＦＯＳ等について、汚染源の特定に係る科学的な裏づけを得る目的で、有機フッ素化合物汚染源調査に係る専門家会議を設置して、同飛行場周辺の地形と地質に関する情報収集を行うとともに、湧水等20か所に観測井戸をボーリングをして、新しく観測井戸12か所を設けて調査を行い、検討を行っています。

これまでの調査結果から、先ほどもお話ししたとおりではあるんですが、普天間飛行場上流側の地下水では高濃度なＰＦＯＳ等は検出されず、下流側から検出される状況などから、専門家会議において汚染源が同飛行場にあると推定される重要な根拠となると、様々な調査、検討結果から総括され、汚染源が同飛行場である蓋然性がさらに高まったとされたところです。

○糸数昌洋委員　今後の調査、特にまた今年度の調査は非常に大事になると思うんですけど、具体的な汚染源の特定ということは、しっかりとやれるということになりますかね。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　これまでの調査結果の中でも、課題というか、そういったところもありまして、ある流域のところでは、降水量と、あとＰＦＯＳ等の検出濃度、それの総体を確認したところ、雨が降って濃度が上がるところ、雨が降って濃度が下がるところ。そういったところもありましたので、そういったところの解明がまだできておりませんし、また、この地下水の流れ、一部はこの流向とか、分かってはいるんですけれども、そのほかの流域でまだ分かっていないところもありますので、その辺りも解明していくということで、今後ちょっと検討をしていくということで考えております。

○糸数昌洋委員　ぜひ、この具体的な汚染源の特定ということはやっていただきたいというふうに思うんですけれども。県の調査の公表されている分も、されていない分もあろうかと思いますけど、この辺の公的なデータのやり取りというのは、国とも環境省ともきちんとやられているんですか。情報の交換、共有というのは。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　この事業の有機フッ素化合物汚染源調査の事業につきましては、専門家会議での議事概要ですとか、あと、調査結果についても環境保全課のホームページのほうで掲載しているところです。

今回の調査結果から、さらに蓋然性が高まったということもありまして、その内容を環境省をはじめ、外務省、防衛省の担当者にも説明してきたところではあります。

○糸数昌洋委員　蓋然性が高まったというところと、この辺はちょっとよく分からないんですけど、環境分野における、そこが高いんだけれども、先ほど言った、しっかりした特定ができていないというところとの詰め具合というんですか、この辺というのは、どこまでやればいいのか、具体的な汚染源の特定というのにあとどのぐらいかかるのか、その辺

の見通しというのはどうなりますか。

蓋然性が高いというのは分かるけれども、決定的にそこだというものまで詰めたいわけですよね。詰めていく作業。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　今は、この普天間飛行場周辺の調査ということで実施しておりまして、蓋然性が高いという結果が出ております。

ただ、実際に汚染源を特定するためには、基地内に立ち入って調査をして、ボーリングですとか地下水の調査であることをしないと、やはり特定ということはちょっと難しいかと考えております。

なので、立入りについて、県としては引き続き求めているところです。

○糸数昌洋委員　分かりました。引き続きよろしくお願いします。

その隣の有機フッ素化合物残留実態調査事業ですけども、これは令和７年度で終了となる事業になっていますけど、令和５年と比べて、この令和６年度の結果というのは、総括的にどうでしょうか。

令和５年度と比べて、異なる点とか含めて、新たに分かったとか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　この有機フッ素化合物の残留実態調査におきましては、令和５年度と令和６年度で各市町村から各１地点ずつ選定して水質調査、土壌調査を調査を行っております。ＰＦＯＳと、あとＰＦＯＡの合計値について、令和５年度の水質調査では、嘉手納町の１地点で、指針値が50ナノグラムパーリットルになるんですが、それを超過して確認されております。

令和６年度の水質調査では、浦添市、嘉手納町の２地点で指針値の超過が確認されております。

土壌につきましては、令和５年度も令和６年度の結果においても、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが全地点から検知されているといったところです。

○糸数昌洋委員　この課題の中で、追加調査を実施する必要があるということが述べられておりますけれども、これは事業的には令和７年度で、その追加調査も含めて完了をするということでよろしいんでしょうか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　追加調査につきまして、水質調査につきましては、指針値を超過した地点、浦添市の超過地点について、指針値を超過した原因について汚染源の特定はまだできていないところですので、この指針値を超過した地点周辺の表流水ですとか、地下水等を含めた計10地点で継続的な水質モニタリングを実施することとしております。

また、そのほかにも、地形ですとか土地利用状況等の資料調査を併せて実施することとしています。

ただ、この令和７年度で終了するかということについてなんですけれども、令和７年度の結果を踏まえて、今後どういうふうにまた調査を行っていくかということを検討していくこととしております。

○糸数昌洋委員　分かりました。

では、次へ移りたいと思います。

75ページ、国立自然史博物館誘致推進事業です。ちょっと予算の中で、不用額が425万8000円出ておりますけれども、この不用額の内容を教えてください。

○知念宏忠自然保護課長　お答えいたします。

不用額425万8000円の主な理由といたしましては、委託料の残としまして210万9000円、これにつきましては、公募型プロポーザル方式委託業者選定による執行残、また、旅費が201万6000円の残がございまして、こちらは県選出国会議員等への説明を、県内に帰ってきたところで実施したことによって、経費節減に伴う執行残ということでございます。

○糸数昌洋委員　あと、課題の中で県民がイメージしやすいよう誘致基本方針を策定する必要があるということで述べられておりますけれども、この誘致基本方針の策定について、ちょっと説明を求めたいと思います。

○知念宏忠自然保護課長　お答えいたします。

この課題にもありますように、国会議員にも説明しに行ったところ、イメージがしにくいというような話がございましたので、今、委託事業ではございますけれども検討委員会を立ち上げまして、国立自然史博物館を沖縄県に誘致する意義でありますとか、在り方でございますとかというところを、経済界やこの設立準備会、元琉大の学長等も委員になっていただきまして、この在り方について検討していただいているというところでございます。

○糸数昌洋委員　昨年の決算の折にもちょっと質疑をやらせていただいたんですけれども、この誘致に向けた機運の醸成とかの部分で、皆さんいろいろ国会議員にお会いされたりとか、知事が要請に行ったりとかされているけれども、まず県内の機運自体が全然盛り上がっていないというのを非常に感じるわけですね。

議会としても、議員連盟を立ち上げて、よく打合

せはしております。だけども、なかなかやはり機運自体の盛り上がりというのは、なかなかできないという状況の中で、特に今年というのは正念場じゃないかなというふうに思われるわけですね。この辺のもう少し県側の主体的な取組というものがあってもいいんじゃないかと思っておりますけれども、皆さんの今年度、この機運醸成含めて、誘致にかける思いをぜひお聞きしたいと思います。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

自然史博物館につきましては、行政だけではなく、経済界、それから学者、専門家とか、県民が一丸となって、取り組んでいかないとなかなか厳しい部分があるのかなと思っております。

そうした中におきまして、今御指摘のとおり、いろいろ県民に対する県内での機運醸成というのが非常に重要なものだということで、我々もこれまで、シンポジウムでありますとか、企画展とか、ずっと続けてきておりまして、今年度もそういったものを委託業務においてはずっと実施してきているところでございます。

一方で、先ほど答弁したとおり、県民に対して分かりやすくいろいろ機運醸成を、シンポジウムをやっていくためには、もっとイメージしやすい、分かりやすいものが必要だということで、先ほどのような誘致コンセプトみたいなものを、今、策定を続けているところでございます。

現時点においては、今、御指摘のとおり、県議会においても議連を立ち上げていただいて、県民会議の設立に向けて動いているところですので、そういった状況も踏まえながら、連携しながら、もっと機運醸成を、どういった形でやれるかという工夫もいろいろ考えながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○糸数昌洋委員　ぜひ議会と、そしてまた、行政と一体となっての取組を、まさにこの事業だからこそ、今やれている状況はあると思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

83ページの、先ほどもありましたけれども電動車転換促進事業です。令和７年で終了ということで、これは令和７年終了でよろしいんでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長　令和７年度までの事業となっております。

○糸数昌洋委員　先ほどの答弁では、全体で令和７年度末で213台でしたかね。まだ公用車はあと半分ぐらい残っているかと思うんですけれども、この辺の転換というのはやらないのですか。

○横田恵次郎環境再生課長　お答えいたします。

県の事務及び事業に関して、温室効果ガス排出量の削減に係る計画である沖縄県環境保全率先実行計画がございまして、軽自動車及び特殊車両等を除く県公用車について、電動車を導入することとしております。

そのため、令和３年度から７年度を集中期間として、公用車の電動車への転換に取り組んでいるところであり、令和８年度以降につきましては、同計画に基づいて、各部局において電動車の導入が進んでいくものと考えております。

○糸数昌洋委員　分かりました。

本当にやるんであれば、もう全てやるぐらいの取組をやっていただきたいということで、質疑をさせてもらいました。

令和３年から事業が始まっておりますけれども、課題にある充電環境の整備、これについては、もう一定程度達成されていますでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長　充電設備につきましては、令和６年度までに30施設122基、令和７年度に新たに58基の設置を予定しております。最終的には、41施設180基の整備が行われるという見込みとなっております。

○糸数昌洋委員　分かりました。

続いて、次のページの電動車転換促進事業のＥＶバスの関連ですけれども、前回、去年質疑のときには、事業者が補助金を活用しやすいようにということで、補助金交付後に車両を導入する必要があったところについて、令和６年４月以降に導入した車両については、今後事後申請ができるようにしたいという答弁があったと思います。

この２台分、令和６年度の大型バス２台分というのは、そのときの車両という理解でよろしいですか、事後申請できるようになった。

○横田恵次郎環境再生課長　お答えいたします。

令和６年度の申請につきましては、事前申請で出されております。

○糸数昌洋委員　年度内で車両調達できずに、補助申請を断念する事業者があったというのが、前回ありましたけれども、そのときの事業者についてはどういう形になったのでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長　令和５年度、導入を見送った事業者ですけれども、令和６年度に申請をするのかなと思ったんですけれども、その事業者は、別の事業に使いたいということで申請はされておりませんでした。

○糸数昌洋委員　対応としては、事後申請でも対応できるという要綱の変更は行われたという理解でよろしいですか。

○横田恵次郎環境再生課長　そのように修正しております。

○糸数昌洋委員　ちょっとすみません。

水道事業会計の決算審査意見書から、少し最後質疑をしたいと思います。

先ほどいろいろ質疑があって、水道料金、これ受水費ですかね、市町村の。１立方当たりの、令和８年、来年の４月から120円から135円になるというお話があり、もう既に決まっていることだと思うんですけれども、今、この物価高騰の折、各市町村というのは、水道料金についてはかなり独自で減免をしながら対応している状況が、現状も続いている状況にあります。そういう状況の中で、次年度から１立方で15円上がってしまうということについて、これは県民の負担感というのはどうしても伴うことになりますけれども、この辺の、県民の物価高騰の負担感が減少する取組というのは考えられていないでしょうか。

○宮城力企業局長　先ほどの資料の料金改定のスケジュールのところで、102円から、本来125円に料金を引き上げるところ、一般会計からの補助金などを活用して令和６年10月１日から、そして令和７年度１年間、つまり１年半５円20銭の減免を、今行っているところでございます。

一般会計からの支援の原則としましては、まず、企業会計にあっては、独立採算制であること。一般会計から支援できる場合は限られていて、何らかの特殊な事情がある場合ということで限られております。

令和６年度も７年度も一般会計から支援いただいておりますけれども、５年度も、これはあくまでも、物価高騰に係る企業局の経営に非常に大きな影響を与えているというところで支援をいただいていて、これが毎年になると、これは恒常的なもので、特別な事情とは言えなくなるという点もございます。

したがいまして、一般会計から支援、今回30億円の借入れも受け付けました。様々なことをしていただいているところではございます。

大変心苦しいところではありますけれども、102円から135円の大幅な改定をした背景には、平成５年から令和５年度まで30年間、料金を据え置いて、これまた様々な経営改善の取組を図ってきましたが、もう耐えられないところに、加えて物価の高騰と、電気料金の高騰が降って湧いたというところもあって非常に、今、重い決断をしたというところでございます。

○糸数昌洋委員　やはり県民の今の負担感というのは非常に大きいので、５円21銭の減免はあったけれども、今度、来年の４月になれば、ここからまた15円、ぽんと上がっていきますから、そこの負担感が非常に大きいと思いますので、この物価高騰の状況も見ながら、ここは一般会計からの借入れ含め、引き続き検討はいただきたいなということは要望申し上げたいと思います。

それでこの課題として、動力費、それから施設管理等に係る人件費の割合が全国平均より高いということでありますけれども、ここをしっかりと対応していくという取組は、どういう取組が考えられますか。

○宮城力企業局長　動力費にあっては、水源が北部にあって、これを南部に送るためのポンプの力が必要になってきます。これで、動力費がかさみます。

あるいは、海水淡水化施設、これは渇水の場合であるとか、あるいは東系列の導水路トンネルの工事を冬場の一定期間行わなくてはならず、その間、北部のダムからの取水量が抑制されるもんですから、海淡をフル稼働させないといけない。その辺りの動力の上昇があるんですけれども、小水力発電、これ西原、それから読谷で行っておりますし、あるいは、ポンプで水を送る際のプロペラのシャフト、これの枚数をいろいろ減少させるとか、いろんな検証をした上で、動力費の低減に取り組んできてはいるところでございます。今後もさらなる動力費の圧縮、どのようなことができるかというのは検討していきます。

あと人件費なんですが、人件費については、これまで浄水場の管理、従前は全て職員がやってきましたけれども、夜間、それから休日については、北谷浄水場を除いては、外部委託をしていて、これによってある程度のマンパワーを縮減させたというところもございます。

今後どういうことができるかというのも、いろいろ、今かんかんがくがくしているところで、今後もどのようなことができるかというのは、不断の取組として行っていきたいというふうに思います。

○糸数昌洋委員　分かりました。ぜひまた頑張ってください。

終わります。

○仲里全孝委員長　糸数委員の質疑は終わりました。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時21分再開

○仲里全孝委員長　再開いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員　委員長ありがとうございます。

それでは成果事業説明書の59ページからお願いします。

有機フッ素化合物残留実態調査事業ですが、午前中も質疑ありましたが、水質調査で、２つの地点で指針値を超過しているとのことでした。その２つの地点の細かい説明をお願いします。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　お答えいたします。

指針値については、ＰＦＯＳとＰＦＯＡの合計値で50ナノグラムパーリットルとなりますが、指針値を超過した２地点については、嘉手納町比謝川、比謝橋下の197ナノグラムパーリットルと、浦添市西洲３丁目地先、排水管の出口の177ナノグラムパーリットルの２地点となります。

○比嘉瑞己委員　嘉手納の比謝川は以前にもあったと思うんですけど、今回浦添の西洲でも出ているということです。この地域は、初めて検出されているのか、また、この西洲というと近くに牧港補給地区、キャンプ・キンザーもありますが、その関連についてはどのように考えていますか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　浦添市の指針値を超過した地点については、今回初めて検出され、50ナノグラムパーリットルを超えて検出されておりまして、この調査地点の上流側には牧港補給地区が位置しておりますが、指針値超過の原因については、県が過去にも、これまで行っている調査があるんですが、これらのほかの地点のＰＦＯＳ等に係る調査と併せて、考察しても汚染源の特定はできておりません。また、この同地区、牧港補給地区との関連性も不明となっております。

○比嘉瑞己委員　今回の調査で、この２つの地点が出てきたわけですけど、さらなる調査も必要だと思います。その上で立入調査も課題になってくると思います。

続いて、関連してですが、57ページの基地周辺環境対策推進事業ですね。この点も、既に質疑されておりますが、今回さらに蓋然性が高まったという、米軍基地由来のですね、そうした調査結果が出たわけですが、午前中の質疑で皆さんその調査結果を基に環境省、防衛省に説明をしているとのことでしたが、皆さんの説明を受けての回答はどういったものでしたか。立入調査等々、何か反応がありましたか。

○桑江隆環境企画統括監　この調査結果をもちまして、９月８日と９月９日に説明に行っています。その中で環境省のほうからは、各省庁と連携を取りながら対策を取って、米側に伝えていくというようなことがありましたので、我々としましても、引き続きこういう科学的な調査結果を基に立入りについて求めていきたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員　県はこうした科学的な根拠も示しながら言っているんですけど、一向に立入調査が実現しておりません。それで立入調査について伺いますが、前にこの委員会でも聞いたと思いますが、県がこの調査を求めたのはいつで、その法的根拠まで教えてください。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　お答えいたします。

普天間基地に関しては、平成31年２月に立入申請を認めております。

根拠としましては、日米合同委員会合意に基づく73年合意に基づく根拠で、立入申請を行っているところです。

○比嘉瑞己委員　平成の時代に求めていて、なかなか実現していないということです。少しずつ、県が示しながら、国も検討しているだろうと期待をしたいところなんですが、動きがありません。

日米合同委員会の73年合意ですが、この合意では当事者である自治体が直接米軍に調査を求めることができるというふうに書いてあると思うんですが、直接米軍に立入調査を求めたことはありますか。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　今おっしゃったように地元の司令官宛に、調査を要請することができるとされておりますが、実際の手続としては防衛局を通じて手続をするような形となっております。

○比嘉瑞己委員　部長に、ぜひ答弁を求めたいんですが、この間手続上、やはり政府を通してという形になっているようです。

ただ、この地域協定上はその当事者である自治体が直接求めることが、合意の中で決められているわけですから、これは直接、政府がなかなか重い腰を上げない中では、やはり沖縄県が直接米軍にも求める、この手続も必要だと思いますが、今回、皆さん

頑張って調査もやったわけですから、この立入調査を再度申請すべきだと思います。再度というか、米軍には初めてですかね。直接申請すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○多良間一弘環境部長　立入申請につきましては、73年合意に基づく立入申請につきましては、宛先はちゃんと米軍の地元司令官となっております。ただ手続上、沖縄防衛局を通してということになっているということでございます。

その立入申請につきましては、今おっしゃっているように、もう10年以上もこういう形で、結果が何も出ない、理由も示されていない状況にあるわけなので。ただ、いろいろ我々としては、その間、立入りができないということで、蓋然性が米軍基地内にあるという、蓋然性があるということの科学的根拠を求めるということで、３年間かけてこういう形で検討委員会も設置して調査してきたところです。

ですから、その理由をしっかり説明すれば、またこの我々の立入申請についての判断というのが、根拠として使えるものだというふうに考えておりますので、またその辺りの状況を見ながら、今後も引き続き国等に対して立入りの実現に向けて働きかけていきたいというふうに考えているところです。

○比嘉瑞己委員　なかなか政府に言っても、米軍に伝えますというふうな回答しかないわけですから、その後どうなったかというのをしっかりと詰めていただきたいと思います。

それで場合によっては、やはり沖縄県が直接やるということが、内外に示す上でも大切だと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

企業局に伺います。令和６年度の水道事業会計決算概要の説明資料を見ておりますが、この間、ほかの委員からもありましたけど、改めて、令和６年度でＰＦＯＳ対策はどういったものを、概要ですね、それと決算額を教えてください。

○福元淳配水管理課危機管理室長　お答えします。

令和６年度はＰＦＯＳ対策として、何か執行したものがあるかというと、ないです。

先ほど、事業費としてということでちょっとお答えしたところだったんですけど、実際のところは、水質分析であったり、海淡の増産、これは具体的に幾らというのはちょっと言えないですけども、出せていないんですけれども、そういった費用はかかっております。

○宮城力企業局長　直接のＰＦＯＳ対策費というよりも、ＰＦＯＳの濃度が高い比謝川、水源である比謝川から取水できないことによる海水淡水化施設の動力費の増産であったり、あるいは水源地域、それから浄水場の水質の検査、ＰＦＯＳに係る、これらもろもろ経費はあるんですけれども、厳密に対策費でどれぐらいという切り分けがなかなか難しいというところでございます。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、活性炭の経費が含まれているかどうかの確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員　ありがとうございます、失礼しました。

令和６年度では、活性炭事業は入っていないということなんですが、今言った海水淡水化施設だったり、その動力費とかというのが切り分けが難しいということなんですけれども、やはり何らかを示さないと、今から国に対策を求めるわけですから。この分析というんですか、引き続き必要だと思うんですが、いかがですか。

○宮城力企業局長　ＰＦＡＳ除去のための高機能の活性炭、これについては従前の活性炭と比べて単年度当たり約3.5億円という数字を概算ではじき出しているところです。

その他の動力費等の経費については、もう少し精査した上で、実際どのぐらい費用がかさんでいるか、コスト増になっているか、これを検討していきたいと思っています。

○比嘉瑞己委員　ありがとうございました。

企業局はこれで終わりにしましょうね。

環境部で66ページの沖縄戦跡国定公園の見直し事業について伺います。

説明では、この見直しのために調査をしているということでしたが、どのような再評価になりましたか。

○知念宏忠自然保護課長　お答えいたします。

戦跡につきましては、戦争遺跡に関する著作がある沖縄国際大学元教授の吉浜忍先生の沖縄戦争遺跡において、実相が見え、資料、証言などが多いなどとして抽出された戦跡の分布を調査したところ、公園内に分布する20余りの戦跡のうち、約６割の戦跡が既に特別保護地区及び特別地域に分布し、自然環境と一体となった風景地として一定の保護がなされている状況となっております。

また、普通地域に分布する残りの戦跡につきましては、周囲が畑地や道路沿いであるなど、戦跡を含

む保護すべき自然の風景地に該当するものは確認できないというような状況になっております。

○比嘉瑞己委員　その20か所のうち、特に研究者の中でも指摘がされている場所だということですが、そうした調査を生かして、今後の見直しにどう反映させていくんですか。

○知念宏忠自然保護課長　お答えします。

戦跡を含む風景地の見直しにつきましては、自然環境の調査結果から植生の自然度が高く、地種区分の格上げの候補となっている箇所に位置しているものがございますので、これらについては当該箇所の地種区分の格上げなどを検討しているということでございます。

○比嘉瑞己委員　今回調査した場所なんですけれども、そこは遺骨収集、これはやっているかどうか、把握できていますか。

○知念宏忠自然保護課長　調査しているのは戦跡でございまして、遺骨収集の場所については環境部のほうが所管しておりませんので、把握していないという状況でございます。

○比嘉瑞己委員　国定公園なので、国定公園法という環境省の所管ではありますけれども、日本で唯一の戦跡の国定公園という性格を持っています。

それで、発端も遺骨をめぐる問題で見直しもされているわけですから、やはりその沖縄戦、この戦跡という観点が大変大切だと思うんですが、この見直し作業の審議会、メンバーの構成はどうなっていますか。

○知念宏忠自然保護課長　お答えいたします。

国定公園の見直しにつきまして、沖縄県では自然環境保全審議会への意見を聞くことにしておりますけれども、こちらにつきましては審議会の委員としまして、植物、動物、生態系、地形、観光、建築、自然保護行政、法律などの幅広い分野の有識者で構成されておりまして、今現在、定数の15名が委嘱されているという状況でございます。

○比嘉瑞己委員　一般的なといったらあれですけど、やはりこの景観とか、そういったものを見るのであればそのメンバーでいいかと思います。ただ、やはり戦跡国定公園ですので、この戦跡という観点からの、やはり検討が必要だと思います。

この調査事業も、吉浜先生の著作を元にということなんですけれども、県の埋蔵文化センターでは、沖縄の戦争遺跡1077か所あると指定しています。だからちゃんと、見直しをせっかくやるのですから、南部のあそこの公園区域内にどういった重要な戦跡があるのかというのをもっと私は精査する必要があると思います。

遺骨収集もやっているかどうか分からないと言うんですけれども、同じ援護課のほうに聞けば、ある程度は分かるかと思うので、そこもちゃんと調べるべきだと思います。

今回の見直しも、皆さんも、植生、植物だとかそういった景観の部分で見ているんですけれども、やはり何度も繰り返しますが、戦跡としての国定公園の在り方についての幅広い議論が必要だと思います。

審議会のメンバー、なかなかこれから追加というのは難しいと聞いておりますが、今後この見直し作業に当たっては、沖縄戦の専門家、あるいは遺骨収集ボランティアの皆さんなど、幅広い県民の声を反映させて見直すべきだと思いますが、いかがですか。

○知念宏忠自然保護課長　お答えいたします。

国定公園の見直しにつきまして、計画見直しを変更する場合につきましては、調査している自然環境調査とか、あと地元の市町村の要望、有識者のヒアリングを踏まえて、一定の自然的、社会的条件の変化を捉えていくということになります。

また、今後行う地元説明でありますとか、先ほど申し上げました県の自然環境保全審議会、また、これは国定公園でございますので、環境省のほうでパブリックコメントを実施する予定になっておりますので、そちらのほうで様々な立場からの御意見をいただけるものであると考えております。

○比嘉瑞己委員　部長も当初から関わっていらっしゃいますので、やはり今の課長の答弁だとまだまだ弱いなという感じがします。

戦跡としての視点をどうやって見直し作業に取り組んでいくのか、部長の見解を教えてください。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

沖縄戦跡国定公園は、まずは自然公園法に基づく公園ですので、風景として評価するのが基本になります。その中におきまして、この沖縄戦跡国定公園は、先ほど来指摘があるとおり、日本で唯一の戦跡を含む国定公園という形になります。その扱いがどうなるかという話になりますと、戦跡そのもの、遺骨そのものを評価するというのは、別の文化財法とかいろいろあると思いますので、それとは別に、戦跡がある風景というその一体性でもって評価する。

遺骨についても、戦跡国定公園の中の風景を構成する要素として、我々評価していくという形で捉え

ております。

そういった視点で、今回は戦跡の存在とか、その価値とかそういったものも含めながら、風景としての一体性というものは評価しておりますので、それを含めて今回いろいろ地種区分の見直しを行っていくという形になるというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員　引き続きよろしくお願いします。

それでは最後に、自然史博物館について、私からも質疑をさせていただきます。糸数委員からもありましたように、今議会も、議員連盟をつくって皆さんと一緒に頑張っているところなんですが、令和６年、皆さんの取組、進捗状況をまず教えてください。

○知念宏忠自然保護課長　お答えいたします。

県では、これまでシンポジウムなどの開催によって、機運醸成を図っておりますけれども、昨年度は11月に沖縄市民会館でのシンポジウムを開催したほか、離島を含む県内５圏域での企画展の実施、県広報番組でのテレビ放送、県広報紙、ラジオＣＭ等での情報発信、ポスター、リーフレットの作成などを行っております。また、県外、海外向けに、認知度向上を図るために、昨年９月には沖縄県で開催されました国際自然史標本保存学会と生物多様性情報標準化委員会による合同国際会議において、ブースを設置しまして、海外、県外の自然史研究者向けにＰＲを行っております。

また、11月には大阪自然史博物館フェスティバルにおいてブースを設置するなど、県外、国外、県内も含めてＰＲを行っているというところでございまして、また、国につきましては、骨太の方針に係る要請文に盛り込んでいただくような要請を２回行ったと。

また、県選出の国会議員につきまして、国立自然史博物館有志の取組状況を説明したいというところでございます。

○比嘉瑞己委員　御苦労さまです。

今後、国に求めていくわけなんですけど、対応する所管の省庁はどこになりますか。

○知念宏忠自然保護課長　要請等を行っておりますけれども、国においては国立自然史博物館の所管省庁がまだ決まっていない状況にございまして、いわゆる骨太の方針の要請について、県のほうでは国立自然史博物館の設立実現に向けた設立形態の検討をはじめとする国による取組の着手について要請をしたというところでございます。

○比嘉瑞己委員　国立ですので、なかなか大きい話ですけれども、一般に博物館だったり、そういった分野になると、どこになりますか。

○知念宏忠自然保護課長　お答えします。

国立大学法人に基づく大学共同利用機関法人が設置しているところにつきましては、国立大学法人法を所管している文科省ということになるかなと考えておりますけれども、ほかの独立行政法人や個別法に基づく運営、設置などは、文化庁がその法律を所管しているということで理解しております。

○比嘉瑞己委員　部長、私たち、委員会でもスミソニアン博物館を見にいって、すごく感銘を受けました。私も賛同しているのは、やはりあそこが学術の研究分野というところでの世界的な機関というところにすごく魅力を感じましたし、今回の話も、学術会議の皆さんが発端となっています。

なので、やはりそういった教育機関、研究機関としての役割が重要だと思いますが、部長はどうお考えですか。

○多良間一弘環境部長　自然史博物館には３つの機能があるというふうに私は理解しております。それが、今、御指摘の研究という部門と、それからその研究に資する標本の保存・収集、それから標本とかを活用した展示施設による普及啓発活動だというふうに考えております。

自然史研究を基にそういうふうにやる施設ですので、当然のことながら研究施設の研究という機能が最も重要であろうというふうには考えているところです。

○比嘉瑞己委員　そうなんですよ。なので、そこをもっと県民にも知ってもらう。その機運を高めていただきたいんですけれども、皆さん今、鋭意頑張ってきているんですけれども、やはりシンポジウムとか、発信型が今中心だと思うんですね。だけど、そうした教育分野の人たちも主体的に一緒にやってくれませんか、県民会議に向けて参加してくれませんかという呼びかけはまだまだこれからなのかなと感じました。

経済界の皆さんには、ある一定程度浸透してきているんですけれども、また肝腎のこの教育分野、あるいは自治体の皆さんが、私たちは何をやればいいのかというところからのスタートだと思いますので、ぜひ次年度は県民会議の設立に向けて、こうした教育機関の皆さんがもっともっと関わってもらう取組が必要だと思いますが、最後にその取組についてお聞かせください。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

自然史博物館については先ほども答弁しましたとおり、県民が一丸となって取り組んでいく必要があると考えております。

そのためには、そういった学問分野のほうの協力も必要だというふうに考えております。

庁内におきましては、教育庁も含めて、全庁的な体制もつくっているところですので、そういったところも含めながら、教育関係者も巻き込みながら取り込めるように、シンポジウムの在り方とか、企画展の在り方も御指摘のいろいろな問題点も踏まえながら、やり方を検討しながら、今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

○仲里全孝委員長　比嘉瑞己委員の質疑は終わりました。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員　よろしくお願いします。

主要施策の報告書の57ページからお願いいたします。

基地周辺環境対策推進事業についてですけれども、事業内容のほうに国内法に環境基準の定めのない化学物質について、地下水とあります。地下水調査で把握できた汚染物質について伺います。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　お答えいたします。

基地周辺環境対策推進事業については、３つの細事業からなっておりまして、そのうちの米軍基地特有化学物質調査事業においては、米軍基地返還時の浄化に向けた環境調査において、米軍基地で使用が想定される物質や、国内で使用が禁止されているものの基準値がない化学物質の汚染があっても調査されないことが懸念されます。

そのため、このような化学物質について情報を収集、整理するとともに、返還予定の基地周辺で当該物質に係る地下水調査を実施しているところです。

測定物質につきましては、専門家の意見等を踏まえ、過去に使用されていたものの、現在国内で使用が禁止されており基準値等が定められていない国内法使用禁止等物質、化審法の第２種特定化学物質になりますが、このうちクロルデンなど14物質について調査しております。

また、米軍基地内で使用が想定されている基地内相当量使用物質等のうち、弾薬成分であるトリメチレントリニトロアミンなど、10物質について調査を実施しております。

令和６年度については、返還予定の４つの基地周辺14地点と、対象区として１地点の合計15地点で水質調査を実施しております。

現在、国内で使用が禁止されている基準値等が定められていない国内法使用禁止等物質として、そのうち、ディルドリン、ヘプタクロル、クロルデン、ＤＤＴ及びヘキサクロロベンゼンが全15地点で検出されており、エンドリン、ペンタクロロベンゼン等農薬等は４つの基地周辺の地点で検出されております。

また、米軍基地内で使用が想定されている基地内相当量使用物質等として、10物質調査しており、弾薬成分であるトリメチレントリニトロアミンが２つの基地周辺等の８地点で、あとＴＮＴ及び２，４－ＤＮＴ、２，６－ＤＮＴが１地点で検出されております。

今後も引き続き、化学物質に関わる情報を収集、整理するとともに、地下水調査を継続し、化学物質の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○瑞慶覧長風委員　詳細にありがとうございます。

各調査地点で危険物質が様々発見されているということですけれども、基地返還に関しての浄化を想定しての調査ということと理解しますが、この調査結果について、これはどのように国に共有して生かしていくのか見解を伺います。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　返還合意された米軍基地については、米軍基地返還時に、跡地利用推進法に基づき、国による支障除去、措置が行われることになりますが、これら調査しているような物質、国内使用禁止等物質でありますとか、基地内相当量使用物質等についても、土壌汚染のおそれがあるため、適切な支障除去、措置を講ずるよう国に求めるためこれらの化学物質の存在状況を把握することを目的に当事業を実施し、地下水の調査を実施しております。

現時点では、これらの化学物質の基地周辺における存在状況の把握や必要な情報収集、整理を進めている段階でありまして、現状において、国に対して、具体的な調査結果の共有、協議等は実施しておりませんが、県が平成29年に作成した米軍基地環境調査ガイドラインにおいては、返還実施計画に基づく支障除去の際に、これらの化学物質を調査対象とすることを提言しており、国等へ当ガイドラインを共有しております。

今後の調査結果の整理状況を踏まえ、返還状況を見ながら、必要に応じて国との情報共有や協議を行っていくことを検討していきたいと考えております。

○瑞慶覧長風委員　ありがとうございます。

跡地利用推進法等の調査対象でない危険物質に関しても、しっかりと調査対象にするよう、これから求めていくということですけれども、ぜひ引き続き実態を県でも調査して、国と共有して対策を進めていただくようお願いいたします。

次に、92ページのほうをお願いします。

島しょ型資源循環社会構築事業についてお伺いします。この多良間村におけるバイオガス発酵施設導入可能性の検討に関するモデル事業について詳細を伺います。

○與那嶺正人環境整備課長　お答えいたします。

島しょ型資源循環社会構築事業において、多良間村では、生ごみ等のバイオマスを活用したバイオガス発酵施設導入可能性に係る基礎調査を実施したところです。

具体的には発酵試験、液肥利用ニーズの調査、アンケート調査等を実施し、見込まれる生ごみの回収量に合わせた設備規模の検討、発電した際の採算性の評価を行っております。調査の結果、多良間村で回収できる生ごみの量が少なく、発酵施設単独の事業採算性としては赤字となることが分かりました。

しかしながら、生ごみだけでなく、し尿や浄化槽の汚泥を処理するし尿処理設備としての機能を持たせて整備した場合、現在老朽化しているし尿処理施設を改築する場合と比較すると、事業の採算性が得られる結果となりました。

調査においては、バイオガス発酵施設の導入可能性に係る基礎調査として取りまとめを行い、事業を終了したところでありますが、今後、多良間村では、本調査事業の成果を活用し、村の費用で生ごみに加え、し尿等も合わせて処理できる実験機を導入して、次の段階の調査に入ることを検討していると伺っているところです。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　ぜひ推進していただきたい事業だと思うんですけれども、このモデル事業を県が実施するに至った経緯について伺いたいと思います。

○與那嶺正人環境整備課長　本県におきましては、全国と比較して資源循環、再生利用率が低いということがありまして、それを底上げすることを目的として、資源循環に着目して検討したところ、どういった物質が資源循環できるかということで、主にプラスチックと生ごみなどのバイオマス資源、これについて着目して検討することとしました。それで令和５年度に検討を行った結果として、多良間村の生ごみのバイオガス導入に係る基礎調査を行ったという経緯があります。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　可燃ごみの組成における生ごみの含有量が多いということで、生ごみの処理を別にすることによってのメリットみたいなことについて、改めて伺ってよろしいでしょうか。

○與那嶺正人環境整備課長　生ごみを分別して処理するメリットとしまして、メタン発酵施設の発電、また、堆肥化施設の堆肥化などによってバイオマス資源の有効利用につながることや、焼却施設において、可燃ごみ中の含水量の減少に伴い焼却温度を保つための助燃剤の使用が削減されることによって、温室効果ガス排出量が削減されるとともに、維持管理コストが低減されることが挙げられます。さらに、焼却量の減少に伴う焼却灰の排出削減による最終処分場の延命化も期待されます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　ありがとうございます。

今回、離島のほうがモデル事業に応募したということですけれども、本島でもこのような形で進めていただけたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、今本島内でこのバイオガス発電施設というものはあるんでしょうか。伺います。

○與那嶺正人環境整備課長　今、本島内でバイオガスを有効活用しているプラントにつきましては、２か所ありまして、１つは八重瀬町のほうにありまして指定管理を受けた事業者のほうで乳用牛の糞尿、動植物性残渣、スーパーの廃棄惣菜などを原料に発電を行っている事例があります。

もう一つは、浦添の牧港のほうで民間事業者のほうが、動植物性残渣、主にコンビニチェーンからの食品残渣というふうに聞いていますが、それをもって発電を行っているという２つの事例があります。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　本島において可燃ごみ焼却における生ごみを別で処理していくと、そういうこのメタン、バイオガスの発電につなげていくと、そういうモデルというものを実現していくためにも、県が主体性を持って取り組んでいただくことが必要なのかなというふうにも考えますけれども。あくまで実施主体は市町村ということは伺っていますが、市町村と民間のバイオガス発電所との連携の在り方について、見解を伺えればと思います。

○與那嶺正人環境整備課長　委員がおっしゃられたとおり、生ごみは一般廃棄物になりますので、市町

村の自治事務となっております。

その一環で、市町村が住民の理解を得ることで分別収集をして、それぞれの市町村が検討を行って実施するということも検討されるものだと考えております。

県としましては、沖縄県廃棄物処理計画において、バイオマスの利活用を促進することについて、施策として位置づけておりますので、県としては市町村に対して技術的支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　最後どういった場面で情報共有、支援等を行っていくのかまでお聞かせ願えればと思います。

○與那嶺正人環境整備課長　多良間村で行った基礎調査がありますので、それのまた多良間村が次の段階に入る事業も行っていきますし、その成果を基に、今年度竹富町でも発電施設にこだわらずに、コンポスト、生ごみ処理機と言われているものですね、それも活用してこの事業を基に横展開できないかということで今検討していますので、そういった成果をもってほかの市町村にもこの結果を周知しながら、それぞれ検討していただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　県の積極的な取組の推進を期待して、要望いたします。

ありがとうございます。

次に、企業局の水道事業会計決算についてお伺いいたします。

特に資料というものではないんですけれども、令和６年度の地方公営企業繰出基準に関する繰入金の内容と金額について御説明いただけましたら、お願いいたします。

○志喜屋順治総務課長　お答えいたします。

繰出基準に基づく一般会計からの繰出金につきましては、総額として２億9880万4000円となっております。その内訳としまして、いわゆる３条予算、水道事業収益についての部分になりますけども、児童手当の補塡費として1842万9000円、臨時財政特例債の償還利息補塡費として2344万円、資本的収入の部分になります、いわゆる４条予算ですけども、その部分の収入としましては、臨時財政特例債の償還元金の補塡費として２億5693万5000円となっているところでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　ありがとうございます。

この地方公営企業繰出基準において、上水道の出資に要する経費の（２）繰出基準のオの（エ）公共用水域の汚濁に起因する物質等を除去するための事業についての①の要件について内容を伺った上で、現在こちらに該当している事業はないのか、改めて伺います。

○志喜屋順治総務課長　おっしゃる繰出事由の部分につきましてですが、水源水質について、トリハロメタン、有機フッ素化合物等の物質が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている場合、または超えるおそれがある場合に、当該物質を除去するために行う浄水場等の施設整備について、一般会計、その他の特別会計から出資を受けることができるというものとなっております。

これにつきまして、企業局のほうの事業に適用できるかというところの部分でございますけども、この経費につきましては、令和５年度から追加された項目となっておりますけども、過去に出資に要する経費を企業局のほうに該当することができるかということを総務省に確認しているところでございますけども、確認したところでは、補助率が３分の１等々、２分の１、４分の１の補助事業が基本的に想定されているものであって、全ての補助事業に対象となるものではないというふうな回答をいただいているところですので、基本的に補助率の部分で考えたときには、企業局の事業が該当しないというふうに考えているところでございます。

○瑞慶覧長風委員　では、今後想定されている北谷浄水場の高機能粒状活性炭取替えの事業に関しても、こちらのメニューは当てはまらないのか、当てはまるのか、その辺りの見解を伺います。

○志喜屋順治総務課長　当該メニューにつきましては、基本的に、施設整備に係る事業についてのメニューだと考えておりまして、活性炭の取替えにつきましては、維持管理費用と考えているところですので、このメニューには該当しないものというふうに考えております。

○瑞慶覧長風委員　今、県の見解としてだと思うんですけれども、それは一応総務省ともやり取りをした上で、対象外ということになるのか、改めて伺います。

○志喜屋順治総務課長　先ほどもお答えしたとおり、総務省のほうに確認した内容を踏まえて、該当しないというふうに判断しているものでございます。

○瑞慶覧長風委員　この北谷浄水場の高機能活性炭の取替えに関しては、防衛省の補助も使えない。こういった２分の１の交付税措置も使えないというような状況もあります。

先ほど局長からありましたけれども、3.5億円のコスト増ということになると、取替工事が始まると毎年5.6億円が４年間かかるという想定だと思うんですけれども、非常に負担が大きくなる中で、今後の基地内への立入調査による汚染源の特定、また、原因者や施設提供者に対する費用負担を求めていくに当たり、日本政府、米国政府への働きかけ、これをどのように行っていくか、改めて見解を伺います。

○福元淳配水管理課危機管理室長　お答えします。

先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、企業局としては、以前に基地の内外を調査して、その上で、基地に蓋然性があるというふうに考えているところですので、その蓋然性を国のほうには訴えつつ、今後も施設提供者である国のほうで汚染源の特定、その他対策費等々負担するように求めていくということで考えております。

○瑞慶覧長風委員　これは県民生活にも影響が大きいことだと思っておりますので、改めて知事のほうに、総括質疑として今後の対策の在り方、働きかけの在り方をお伺いしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から総括質疑の詳細内容について説明するよう発言があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員　今、やり取りをさせていただきました、今後の北谷浄水場におけるＰＦＡＳ汚染除去の高機能活性炭の取替え、想定されている取替えにかかる多額の事業費負担の課題があります。

そのことにおいて、今後基地内の立入調査による汚染源の特定、また、原因者や施設提供者に対する費用負担を求めるに当たり、日本政府、米国政府への働きかけをどのように行っていくか。そのことを知事に見解を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○仲里全孝委員長　ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後に協議を行います。

質疑を続けてください。

○瑞慶覧長風委員　以上です。

ありがとうございました。

○仲里全孝委員長　瑞慶覧長風委員の質疑は終わりました。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員　こんにちは。よろしくお願いします。

環境部ですね、令和６年度主要施策の成果に関する報告書の中から、57ページから95ページまでの報告書の中で、当初予算額、決算額、事業実績の説明で、59、65、66、76、81、83、84、85、86、90のページで、当初予算額から最終予算額の変動がありますが、最終予算の説明を伺いたい。お願いします。

○仲地健次環境政策課長　お答えします。

喜屋武委員からの御質問の、当初予算と最終予算額が異なることについての一般的な理由について説明いたします。

当初予算については、当初予算編成時に事業の執行計画に基づいて、必要と見込まれる予算額を積み上げておりますが、当初予算編成時に想定できなかった理由があり、年度途中で費用が必要となる場合、予算の増額や入札残、執行残の減額を行う補正予算を編成したり、また、予算が不足する事業に対して執行残が見込まれる別の事業から予算を充当する流用手続を行うことがあるため、差が生じることがあります。

さらに前年度の事業で工期が確保できなかったことなどによる、前年度からの繰越予算として、予算が増額となる場合もありますので、当初予算額と最終予算額で差が生じることがあります。

以上となります。

○喜屋武力委員　当初予算額を立てたものの、うまく予算の計上ができなくなったことで、最終予算額となっているが、予算の計上ができなくなったことについての説明もできますか。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、補正予算等で既に説明されているという指摘に対し、喜屋武委員から沖縄戦跡国定公園見直し事業について説明を求めたいとあった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

知念宏忠自然保護課長。

○知念宏忠自然保護課長　戦跡国定公園見直し事業につきまして、当初予算額の675万円から699万2000円に額が増額したものにつきましては、戦跡国定公園の調査において、自然植生とかの状況を改めて調

査をするために、予算額を流用いたしまして、調査を行ったというところで予算額が増えて、決算額が増えているということでございます。

○喜屋武力委員　ある程度、把握はしていますが、令和６年度、当初計画を立てていた事業は予算の確保ができずに未執行となっているが、令和７年度の予算での事業は確実に取り組まれているのか、これについて説明ください。

○横田恵次郎環境再生課長　この業務用車両電動化促進事業は令和６年度だけとなっておりまして、令和７年度につきましても、事業スキームを適宜見直し、再度応募する予定で進めてきたところでありますけれども、令和７年度の応募要件として、2030年までに公共施設、公用施設の電力消費に伴うＣＯ２排出を実質ゼロとすることなどが加えられており、現行の沖縄県環境保全率先実行計画の2030年度には、県管理施設で使用する電力の50％を再生可能エネルギーとすることを目指すとした取組目標と比較した上で、応募要件を満たすことが困難と判断し、応募を見送っているところです。

○喜屋武力委員　事業の実績が説明書でありますが、当初予算額の欄の下に最終予算額を提示することで、もう少し私たちも見やすくなると思うんですが、当局の考えを伺います。

○仲地健次環境政策課長　委員御指摘の内容なんですけど、主要施策の様式が分かりにくいというような御指摘だと思うんですが、ちょっとこの辺、取りまとめている財政課がこの様式をつくって、取りまとめて議員にお配りしているものですので、ちょっとそういった今の御指摘も財政課のほうに伝えていきたいと思います。

○喜屋武力委員　同じく85ページ、沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化の継承・発展。

太陽光発電設備を有する事業者等の業務用車両（タクシー、レンタカー等）の電動化に係る補助事業がありますね。当初予算9140万9000円が、決算額が、最終予算が０円となっているが、これの説明をお願いします。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長が所用のため、副委員長が委員長席に着席）

○糸数昌洋副委員長　再開いたします。

委員長の指名により副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

横田恵次郎環境再生課長。

○横田恵次郎環境再生課長　お答えいたします。

県では、運輸部分の脱炭素化を促進するために、タクシーやレンタカー等の電動化を支援することを目的に、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、業務用車両電動化促進事業を実施する予定としておりました。

同交付金については、例年３月頃に公募があり、翌年度の５月頃に内示通知が出るため、事業を当初予算として計上する必要があり、令和６年度当初予算として9140万9000円を計上しておりました。

また、応募に際しては、再エネ発電設備を一定以上導入することが要件とされているため、商工労働部の再エネ導入事業である太陽光発電設備等導入支援事業と併せて応募しましたが、審査の結果、不採択となっております。

なお、重点対策加速化事業の審査結果については、令和６年５月13日に環境省から本件は不採択との連絡がありましたが、その理由については公表されておりません。

同交付金の不採択により歳入が見込めなくなったことから、２月議会において減額補正したところであります。

以上です。

○喜屋武力委員　これは、国土交通省、環境省からの予算、補助金だと考えられますけどね。地球温暖化や脱炭素化については世界中で問題となっている中で、沖縄県の人口比率からしても、鉄軌道も少なく、移動手段がほとんど車でありますよね。そしてまた、重要電力も火力発電が主で、他の県と比較しても、また炭素を排出しているのが多い県だと私は考えているんですが。こんな要素を、やはり国に重要性を訴えることで、これは予算が取り込めたんじゃないかと考えられるんですが、どうですかね。

○横田恵次郎環境再生課長　先ほどもちょっと回答させていただいたんですけれども、不採択の理由については、公表されていないという状況がございます。

ただ、この不採択の理由とかは公表されておりませんけれども、令和６年度の採択結果を見ますと、個人事業者への単純な間接補助というよりも事業実施の創意工夫や波及効果が期待される基盤を既に構築している自治体が多く採択されているという傾向がありました。

令和６年度は６府県26市８町の計40団体が採択されている状況でございます。

○喜屋武力委員　ほかの県はそういうふうに取っているということですか。ほかの県の内容を見て、やはり沖縄県も見直して、やはり取れるものは取る。そういったことをしないと、沖縄県も予算が厳しいほうですから、ぜひ努力してください。お願いします。

次に行きます。企業局です。

沖縄県水道事業会計、工業用水道事業会計決算書の11ページ、賃借対照表等の関連から引当金の取崩しとあります。（１）退職給付金引当金、（２）賞与引当金、（３）法定福利費引当金、（４）修繕引当金の取崩しとなっているが、詳しい説明をお願いします。

○志喜屋順治総務課長　お答えいたします。

引当金につきましては、将来発生する費用、負債ですね。それを支払うために、あらかじめ固定負債として、負債のほうに引き当てるものが引当金となっております。

ですので、今のページの11ページの前の10ページ目を御覧いただきたいんですけども、４の引当金の計上方法というところで、基本的に退職給付引当金につきましては、職員の退職手当の支給に備えるために引き当てるものでして、当年度における退職手当の要支給額に相当する金額を計上しています。

分かりやすく言うと、企業局の職員全員が自己都合で、例えば今年全員が辞めるというときにも退職金が支払えるように積み立てているのが、この退職給付引当金となっております。

賞与引当金につきましては、11ページ目の（２）になるんですけども、いわゆるボーナスですね。職員の期末手当、勤勉手当の支給に備えるものでして、基本的にこの賞与引当金については、６月分のボーナスに引き当てるものでして、６月分のボーナスの原因となっているのが、12月のボーナスを支給した後の働いた報償として支払うものですので、12月分から３月分までの４か月分を前年度の予算で引き当てておいて、その次の年の６月に、４月、５月分と合わせて、６月のボーナスとして支給するものが、賞与引当金となっております。

法定福利引当金につきましては、県でもそうなんですけども、ボーナスの際にも、基本的には健康保険料ですとか、社会保険料ですとか、そういったものを天引きする部分と、あと企業局が負担するものがありますので、支給する際に合わせて社会保険事務所ですとか、共済組合とかに支払うための費用として引き当てているものでして、そういったものを引き当ててきております。

委員がおっしゃっていました、２の引当金の取崩しにつきましては、その年に退職された職員に実際支払うために取崩しているのが、退職給付引当金の取崩し、賞与引当金、法定福利費引当金についても、６月に支給する際にそこから引き出して支給する、費用を負担しているというふうなものの取崩しとなっております。

修繕引当金につきましては、従前の修繕引当金につきまして、今蓄えているものがございますので、それを取崩しているところですけども、先ほどの説明の計上のところの部分では説明しなかったのは、新しい会計基準で引当金の厳格化が図られて、修繕引当金というものが、今の制度では、なかなか引当てが難しいというところがあるので、実際には引き当てておりませんで、過去に引き当てた修繕引当金を取崩して、活用させていただいているところです。

具体的に、この引当金の取崩しにつきましては、活性炭の取替費用に充てるために取崩しているところでございます。

以上です。

○喜屋武力委員　大体分かりましたが、取り崩すことで、今後の財政にどのような支障もないのか、また何年度まで取り崩せばいいのか、それについて説明できますか。

○志喜屋順治総務課長　引当金につきましては、当該年度の費用として計上して引き当てているところですので、基本的には収入見合いの費用として計上していますので、経営上は特に支障がないものとなっております。

引き当てた引当金については、事由が発生したときにそのまま蓄えていた、積み立てたものを取崩して支給するところがありますので、特に、将来にわたって、経営に何かしらの影響を与えるものではございません。

以上です。

○喜屋武力委員　分かりました。

進みます。13ページ、令和６年度沖縄県水道事業報告書の中から、経営指標に関する事項の下の表から経営収支比率、料金回収率、企業債残高対給水収益比率、有収率、有形固定資産減価償却率、また⑥番の管路更新基準年数超過率ですが、令和２年から令和６年度まで、それぞれのパーセント率が減となっているけど、これに対しての詳しい説明をお願いします。

○大城貴経営計画課長　御説明いたします。

まず資料を、ちょっと指標についてそれぞれ説明したいと思いますが、14ページ目を御覧ください。まず、経常収支比率なんですけれども、経常費用、費用ですので、営業費用と営業外費用があるわけなんですけれども、営業に伴う動力費とか人件費、あと支払利息などの費用に対する経常収益、これは料金収入とか、他会計補助金、これの割合になっておりまして、経営の健全性を表す指標というふうになっております。この指標、米印にも書いてありますように、比率が高いほど良好な経営状況を示すというふうになります。

また、２番目の料金回収率なんですけれども、これは供給単価、いわゆる料金ですね。あと給水原価、これは水をつくるためのコストに対する比率になっておりまして、100％を下回っている場合は適正な料金収入の確保が求められるという形で、収入で必要な費用を賄い切れていないという状況にあります。

これで、13ページに戻るわけなんですけれども、13ページ目の指標の経常収支比率と、料金回収率なんですけども、どちらも下方傾向にございます。要は料金回収率でも100％を切っておりますので、必要な費用について、料金で賄え切れていないという状況が今続いてるというところがございます。

ですので、料金回収率は100を切って、経常収支率も100を切っているということになるわけなんですけども、そういったこともございまして、令和６年10月１日から料金改定を段階的にしておりまして、令和８年４月の料金改定以降、この指標が改善されるものと見込んでいるところでございます。

３つ目の企業債残高対給水収益比率なんですけども、これもすみません、また行って戻って申し訳ないんですが、14ページ目を御覧ください。給水収益に対する企業債残高の割合となっておりまして、要は料金収入に対する企業債残高の割合で、その残高の規模を示す指標となっておりますので、数値が高ければ、企業債残高の規模が大きいことを示すというふうになっております。

13ページ目を御覧ください。

これにつきましては、令和２年度の380％程度から、徐々に低下しておりまして、令和６年度に308.1％というふうになっておりますが、これは令和６年10月１日から料金改定を行いまして、その比率が下がったというふうになっておりますが、全国の平均が令和５年度で225.8％というふうになっておりまして、沖縄県企業局は全国に比べて高い水準にありますので、その低減化に努めていきたいと、今取り組んでいるところでございます。

続きまして、14ページ目を御覧ください。

有収率なんですけども、年間の送水量に対する収益があった水量というふうになりまして、送った水量に対してどれだけ収益があったかという形なりますので、100％に近いほど、施設の稼働が収益に反映されて、良好な状況というふうになっております。これについては全て99％以上ですので、高い水準を維持しているということになっております。

５番目の有形固定資産減価償却率なんですけれども、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却はどの程度進んでいるかという指標で、これ自体が資産の老朽化の度合いを示しているものというふうになっております。これについては、近年、令和２年度から令和６年度にかけて徐々に上がっている状態ですので、老朽化の度合いが上がってきているという評価になりますので、我々としましては、財源の確保、料金収入も含めてこういった施設の更新、耐震化に取り組んでいるということとしております。

最後の管路更新基準年数超過率なんですけども、これも14ページに書いていますが、管路の更新総延長に対する、企業局のほうで管路の種類、口径ごとに、更新基準年数を定めております。更新するタイミングを定めておりますので、それを超過した管路の割合も管路の老朽化の状況を示す指標となっております。御覧のとおり、徐々に低下傾向、令和２年度の32.1％が令和６年度には29.9％、少しずつですが低下傾向にありますので、計画的に管路の老朽化、耐震化を進めて、この指標の低減化に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○喜屋武力委員　いろいろと聞きたかったんですが、今の説明でほとんど納得がいきました。

引き続き計画的な施設の更新に努めると言われていますんで、ぜひ頑張ってください。

次に進みます。

重要施策の成果に関する報告書、59ページ、有機フッ素化合物についての事業内容では、水質調査は那覇市を除く40市町村で行い、土壌調査は41市町村で行ったとあるが、調査サンプルの回収場所などはどのようなところを選定してサンプルを取ったのか、伺いたい。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　有機フッ

素化合物残留実態調査につきまして、選定の方法なんですけれども、調査地点の選定につきましては、調査全体として生活環境に関わる領域を広く調査するためとしておりまして、まず、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視調査地点がある市町村では、当該地点を優先することとしてます。

また、県が別事業でＰＦＯＳ等を調査している地点もありますので、そちらは除くこととしております。

また、可能な限り広域で残留実態を把握するために、令和５年度と令和６年度は異なる流域地点を調査することを基本としているところです。

○喜屋武力委員　都市化が進む中であっちこっち、やはり埋め土したり、そういったところが出てきますよね。そういったところも調査しないと、一定に、この川が汚染とかね、そういったものは決められないんですよ。いろいろなものを埋めてしまった場合には、そういったところも出てきますんで。

ただ、こういった埋め土されたところもあるんじゃないかというところも調査するべきじゃないかなと思っています。

次に進みますけどね。ＰＦＯＳの汚染がどのように発生するのか、説明ください。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　お答えいたします。

ＰＦＯＳ等については撥水性、あと撥油性、科学的安定性等の物性があることから、従来より半導体、あと金属メッキ、フッ素ポリマー加工、界面活性剤、泡消火薬剤、ワックスなど、幅広い用途に使われて、日常生活の中でも広く一般的にＰＦＯＳ等を含む製品が活用されて、使用されてきております。

現在、ＰＦＯＳ等については、既に製造とか使用、輸入等も禁止されているところでありますが、今回のこの事業での調査内容からも、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが各土壌の地点から検出されているような状況があります。

こういったものはＰＦＯＳ等を過去にも使用した製品が広く、過去に禁止される前に市中に出回ったものがあることから、こういったものがどのように処理されたかというのは、汚染源の追跡というのは非常に困難であると考えております。

泡消火薬剤については、ＰＦＯＳ等を含まないものに交換が求められてきているんですが、点検、管理、使用について、燃料火災等の緊急時の使用については例外的に認められているということもあります。

今普天間飛行場周辺で検出されているＰＦＯＳ等については、泡消火薬剤が原因と考えており、普天間飛行場の蓋然性が高いと考えております。

一般的に広く検出されているものについては、過去に使われていた経緯もございますし、過去に一般的に使われていたことから、広く検出されているような状況があると考えております。

○喜屋武力委員　私が少しまとめたものがありますが、大体発生するところは工場ですね。そしてごみ捨て場とか、排水処理とか、米軍基地とか、民間空港とかの近所でも発生しているんですよ。

そういったものがあって、必ず米軍基地から発生しているんじゃないんじゃないかということもありますんで、そういったところも、だから埋立てされたところも調べる必要があるんじゃないかって。だから、それで投げたんですよ。

今後そういったところも、原因はどこかというのを、地道に調査することが必要だと思いますんで、よろしくお願いします。

令和６年度のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ。全国と比べて47都道府県での調査で、100パーリットルですか、超える都道府県が、東京、千葉、神奈川、福岡、大分県の５か所であるが、沖縄県の数値がはるかに高いといいますか、中部水源からの高度ＰＦＯＳが検出されている。現在もこの場所から給水は行っているのか、お聞かせください。

○福元淳配水管理課危機管理室長　お答えします。

直近、令和７年４月から８月にかけての実績のほうでお話しさせていただきますけれども、比謝川のほうで最大で96、川崎のほうが43、嘉手納井戸群で29、長田川で７という状況です。１リットル当たりのナノグラムということになります。

比謝川と川崎に関しては、基本的には取水はしていなかったところ、11月からのトンネル工事を控えていることがありまして、10月１日から川崎だけは日量１万トン取水している状況です。

○喜屋武力委員　活性炭も、８年から４年に変えた中で、ＰＦＯＳの濃度がどれぐらいまで減少になっているのか。

○福元淳配水管理課危機管理室長　直近ですと10月１日に川崎を取水しておりまして、その影響で10月６日時点の浄水場原水の濃度としては５で、そこを活性炭が通りまして、処理水としては８ということになっております。

○喜屋武力委員　活性炭にかかる県の、８年に１回

やっていたのが４年に１回ですよね。それは３億5000万というのは、４分の１で割った数字になるんじゃないですか。

○福元淳配水管理課危機管理室長　費用のお話として、ちょっとお話しさせていただくんですけれども、北谷浄水場の活性炭取替費用というのは、年間約4.2億円見込んでいて、従前より約2.1億円の増加となります。今年度から硬度低減化施設の、もともとはろ過池だったところを活性炭に取替えて、新たに活性炭を導入するということになるんですけども、それが1.4億円ということになります。合わせると5.6億円取替えにかかるんですけれども、従前のトリハロメタン対策として導入していた頃と比較すると、3.5億円が純粋に増加している費用ということになります。

○喜屋武力委員　年間3.5億円かかるということですか。

○福元淳配水管理課危機管理室長　それが純粋な増加分ということになります。

○喜屋武力委員　分かりました。

○糸数昌洋副委員長　喜屋武力委員の質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後３時９分再開

○仲里全孝委員長　再開いたします。

休憩前に引き続き委員会を開きます。

大屋政善委員。

○大屋政善委員　皆さん、こんにちは。しばらくの間お付き合いお願いします。

通告はしていないんですけど、大丈夫ですよね。皆さんは行政のプロですから、答弁はちゃんとできると思いますので、よろしくお願いします。

まず１点目に、環境部の歳入歳出説明資料から。減額補正予算のことでありますが、それは先ほど新垣光栄さんの質疑の中でありましたので、省略します。

不法投棄の問題で、ちょっと触れてみたいと思うんですが、質疑をしたい。よろしくお願いします。

県内における不法投棄の状況ですね。その状況と防止対策について、ちょっと説明お願いします。

○與那嶺正人環境整備課長　お答えいたします。

県においては、不法投棄の調査を行っており、令和５年度末時点の県内の不法投棄の現状は、過年度からの残存も含めて122件、総重量は2502トンとなっております。内訳としては、一般廃棄物が780トンで全体の３割、産業廃棄物が1724トンで全体の７割程度となっております。

なお、産業廃棄物の種類別では、廃タイヤ等の廃プラスチック類の重量が最も大きく、次いで瓦礫類や木くずといった建設廃材が混ざった建設混合廃棄物が多くなっております。

県では、産業廃棄物税基金を活用した不法投棄対策事業において、各保健所に警察官ＯＢを廃棄物監視指導員として配置し、監視パトロールを行うほか、市町村産廃対策支援事業において、市町村が設置する監視カメラや立て看板の費用の一部を補助するなど、不法投棄の防止対策を進めております。

以上です。

○大屋政善委員　今の説明からしますと、防止対策は各市町村の警察ＯＢとか、いろいろな方々にお願いしてやっているという説明がありましたが、不法投棄の市町村に対する県の支援策として、どういったものがありますか。

○與那嶺正人環境整備課長　市町村が実施する産業廃棄物の不法投棄防止対策事業に要する経費のうち、２分の１を上限に補助を行っております。

令和６年度の申請件数は２件となっておりまして、申請があった中城村及び西原町に対し、地域内の不法投棄頻発箇所に監視カメラや立て看板設置の支援を行ったところです。

県としては、引き続き市町村への支援などを行い、不法投棄の防止を図ってまいります。

以上です。

○大屋政善委員　ありがとうございます。

この不法投棄に対する法令等、例えば違反者が出た場合に、法令等についてちょっとお伺いしますが。

○與那嶺正人環境整備課長　通常、廃掃法と言いますけど、廃棄物処理法において対応を行うことになりますが、基本的に不法投棄物については、原因者である投棄者が撤去すべきものとなっておりまして、不法投棄が発見された場合、県は市町村や県警等と連携して、投棄者の特定に向けた調査を行っております。

投棄者の特定が困難な場合、その場合は、土地の所有者や管理者に対し、撤去を求めるということになっております。

以上です。

○大屋政善委員　犯人が探せないというときに、例えば今、説明からすると、土地の管理者に片づけてもらうということを言っているということでありま

すが、土地の管理者からすると迷惑なことであって、問題はその辺なんですよ。市町村、あるいは皆さんが何らかの形でこういった取締りを徹底的にして、犯人を探して、罰則を与えるとか。徹底的にそういうことをやってもらいたいと思うんですが、そのことについて。

○與那嶺正人環境整備課長　繰り返しになりますが、廃棄物処理法で、まずは投棄者を特定するというのが、一番の提案になりますので、市町村や県警とも連携して、主に保健所がパトロール等を行っていますけど、それで基本的には証拠から可能な限り投棄者の特定に取り組むということになっておりまして、土地の所有者につきましては、基本的には自分の土地に捨てられないようにするというのが重要な対策として考えております。

以上です。

○大屋政善委員　これが今難しい、一番難しいんですよね。

この不法投棄、要するに違反者は、もうどこということはないんですよ。行き当たりばったりです。人がいないところ、捨てられるところは、もうすぐ行き当たりばったり。もう本当に地権者からすると、もう迷惑な話ですね。その辺も、例えばですよ、例えばじゃなくても、各市町村から皆さんのほうに市町村ではいろんな形でこの不法投棄の一般質問なりで出るんですけど、このときに監視カメラの要望、要請が結構多いんですが、その監視カメラの要望、要請について、皆さんとしては市町村に対して、どういう対策をしていますか。

○與那嶺正人環境整備課長　先ほど説明しました市町村に対する２分の１補助事業がありますので、これまでも、監視カメラについては、各市町村に設置するということを支援してきたところであります。

監視カメラを設置すること自体が抑止力になるというか、カメラが向いているところには捨てなくなると思いますので、そういう効果もあると思うんですけれども、今、我々のほうで把握しているものでは、過去に監視カメラを設置したことによって検挙につながった例を６件把握しておりまして、そういった効果もあるということで、市町村への支援を継続していきたいと考えております。

以上です。

○大屋政善委員　そういうことで、監視カメラも非常に重大な役目をしておりますので、ぜひ、この監視カメラ、徹底的に各市町村からの要請、要望に応えていただきたいと思います。

お願いししておきます。

それで、例えばこの違反者、特定の違反者が捕まったと。その事例は何件かありますか。

○與那嶺正人環境整備課長　検挙については、警察のほうで直接捕まえる場合もあるんですけれども、県が今把握しているものは、先ほど申しました６件が、監視カメラが証拠となって検挙した件数があるということです。

以上です。

○大屋政善委員　ありがとうございます。

そのときに罰則、捕まった人たちの罰則はどういう形で、ちゃんとした法令に基づいて罰則はやっていますか。

○與那嶺正人環境整備課長　ちょっと罰則の金額等は、今手元にはないのですけれども、近年、廃棄物処理法、大分重くなってきて、基本的には裁判までいって罰金刑とかということを課せられたというのは、何件か把握はしております。

○大屋政善委員　ありがとうございます。

そういう形でぜひ取締りを強化してもらいたいと思います。

次に、赤土防止について、ちょっと触れてみたいと思いますが。

76ページをお願いします。赤土等流出防止対策推進事業、総合対策事業ですね。先ほども説明がありましたんですが、この赤土対策の必要な地域とこの具体的な内容と対策の効果ですね。この説明をちょっとお願いします。

○與儀喜真環境保全課長　赤土等流出防止対策推進事業につきましては、赤土等流出防止条例の運用に係る事業費でありまして、赤土等流出防止条例は、県全域にかかります。

県全域において、立入調査や監視パトロールを実施しておりまして、また、県民等への周知活動の一環として、赤土等流出防止に係る交流集会や、土木事業者を対象としての講習会などを開催している事業であります。

○大屋政善委員　先ほど、新垣光栄委員の質問の中にもありましたが、赤土を出したのは大体７割が土地改良関係と、企業関係が３割という説明がありましたが、私も土地改良の役員をしている関係上、赤土に対しては、この委員会の中でも、絶えず農家の皆さんにも言っているんですが、なかなか聞いてくれないんですよ、なかなか。この罰則、こういった罰則もあるよと。たしか講習会、協議会もやられていますよね、中部のほうで。そういうときに、そう

いった罰則規定も説明してもらって、皆さん、協議会も土木、そして農林、環境、立ち上げられているということでありますので、ぜひこのことについては協議会の中でも十分話し合って、特に農林農家の方に強く言ってもらいたいと思います。と申しますのは、漁業関係者とのトラブルの元になって、企業が悪い、農家が悪い、こういったトラブルの元になっているもんですから、もう企業はある程度法令をちゃんと守ってやっているんですが、農家はもうやり方がでたらめ。私も農家ですが、はっきり言って。それを農林のほうにも強く言って、対策をさせてもらいたいと思います。

それは終わります。

次、企業局にちょっと。水道料金のほうは、令和８年度から135円ですか、先ほど説明がありましたが、その中で、各市町村、水道料金も非常に赤字ということでありますが、一元化の話をちょこっと聞いたことがありますが、その内容について答弁をお願いします。

○大城貴経営計画課長　広域化についてなんですけれども、現在企業局では、本島周辺離島８村への広域化を実施しているところでございます。

それ以降の広域化については、保健医療介護部が中心となった広域連携検討会というものが開かれておりまして、これで各市町村、県、企業局含めて、意見交換を続けているところでございます。

以上です。

○大屋政善委員　この中身の内容は、ある程度、説明できるんであれば。

○大城貴経営計画課長　これは保健医療介護部所管とはなるんですけれども、様々な広域化連携のパターンを、手元に資料はないので、詳細はちょっと伝えることができないんですけれども、広域化の連携のパターンを想定しまして、そのときのメリット、デメリットですね、そういった広域化を進めたときに料金、そのコストがどうなるかとか、そういったシミュレーションを議論した上で、各市町村、様々意見がありますので、その辺を保健医療介護部中心となって、今議論しているというところなっております。

○大屋政善委員　その協議会議論はいつ頃まで続きそうですか。

○宮城力企業局長　保健医療介護部が旗振り役で、企業局はプレーヤーとして参加しているところです。

聞くところによると、水道広域化にあっては、今、既に現に給水している中南部の市町村の方々からすると、広域化をすればするほどコストが上がっていく。つまり、企業局が卸すお金が高くなっていくというデメリットがありますので、水道広域化するのであれば、このコストについてどう考えるかというようなお考えがあるやに聞いています。

その辺りのオーソライズが図れないことには、なかなか話は収れんしていかないのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

○大屋政善委員　分かりました。

この参考資料の中で、５ページの中あたりに、福地ダム災害復旧事業負担金の減額に伴う負担金が前年度より1800万減少したとありますが、この内容がちょっと分からなくて。1800万の減にした、減少した内容、５ページ。

○志喜屋順治総務課長　お答えします。

福地ダム災害復旧事業につきましては、令和５年８月に、台風で福地ダムののり面が崩壊した部分がありまして、そこの部分に対して、企業局のほう、建設負担金、維持管理負担金は負担しているところがありますので、それに応じた負担金が２年間発生しておりまして、その２年目のほうが負担する額が減っているということで、減少しているところです。

○大屋政善委員　ありがとうございます。

次、工業用水、ちょっとお聞きしたいんですが。工業用水の件で。工業用水の利用料金ですね、料金はどういう形で決定されますか。

○神谷司経理課長　工業用水道事業の料金についてでございます。工業用水道事業につきましては二部料金となっておりまして、まずは一定料金の基本料金があります。これが月幾ら、何トン利用するということで月当たり１立米当たり35円になっていると。これを超過する部分については70円、１立米当たり70円を徴収するということでの二部料金の体制になっているところでございます。

○大屋政善委員　分かりました。ありがとうございます。

ちょっと私が聞きたい、今から話しますが、旧与那城の海中道路、工業用水の管が入っていますよね。あの管は今生きていますか。

○宮城力企業局長　従前は与那城辺りに工業用水道を供給しておりましたけれども、どんどんどんどん使用量が減っていって、もう大分前に給水を止めています。その間、管はまだ埋まってはいるんですけれども、再開するにはこれを全部取っ替えないとい

けない。それにはかなりの費用がかかる。加えて、今、計画水量１日当たり３万立米、契約しているのが２万5000で、ほかにもいろいろ引き合いがありますので、なかなか管をまた再敷設したとしても、そこに振り分ける水量というものの確保が難しいという状況にございます。

○大屋政善委員　あれは確かに、今、平安座で石油企業が撤退したということで止まっていると思うんですが、管はあることはあると聞いています。

その管の中には、何かほかの何かが通っているという話が聞こえるんですが、そういったのはないですか。

○大城貴経営計画課長　工業用水の平安座島向けの管については、現在使用しておりません。その中、御指摘としては、ほかの使用の用途、ほかの用途で使っているんじゃないかというようなお話だと思いますが、そのような事実も今のところございません。

○大屋政善委員　ありがとうございます。

工業用水は恐らく、あの管は50年ちょっと余ると思うんですが、新しく工場用地、平安座に何らかの形で工場用地が来るときは必要になってくるかもしれないけど、そのときにまた、恐らくもう耐用年数も切れて50年余り前ですから、交換という形になりますが、もし工場として平安座に工業団地が成り立った場合には、この工業用水も生かせると理解してもよろしいですか。

○宮城力企業局長　先ほど答弁申し上げましたけれども、管路自体がもう大分老朽化しておりますので、これを取り替えないといけないんですが、かなりの費用がかかります。

まずこれが１点と、もう一つは、どのぐらいの水量を使用するかはまだ分かりませんけれども、割り当てられた計画水量があって、これがもうそろそろ100％に近づきつつある。そうすると、ほかに振り分ける水が足りなくなるというところでございます。

○大屋政善委員　ありがとうございます。

厳しいですね。私がもう答えを出しております。厳しいです。

終わります。

○仲里全孝委員長　大屋政善委員の質疑が終わりました。

下地康教委員。

○下地康教委員　令和６年度の主要施策の成果表ですね、65ページ、伊良部県立自然公園見直し事業ですけれども、これの中で当初予算から減額をされていますね。その内容はどういうものでしょうか。

○知念宏忠自然保護課長　お答えします。

当初予算からの減額につきましては、他事業への流用減となっておりまして、87万9000円を他の事業に流用したことによるものでございます。

○下地康教委員　それで、この事業は６年度は基礎資料が収集できたというふうにあって、計画の見直しに向けた基礎資料というのは、内容はどういうものでしょうか。

○知念宏忠自然保護課長　お答えいたします。

見直し作業につきましては、令和３年度から公園計画の見直しに着手しておりますけれども、昨年度につきましては、夏季の陸生植物の調査を実施したというところでございます。

○下地康教委員　そもそも、他の事業に流用したので減額という話ですけれども、基本的には予算というのは必要な予算を組んで、それで必要な内容がこの予算で執行できると。不用というか、ちょっと余るので、そのほかの予算に流用するというのが普通の考え方だと思うんですけども、これは、いきなりほかの予算に流用するということは、この予算はそもそも、もともと要らなかったという考え方になるんですか。どうですか。

○知念宏忠自然保護課長　お答えいたします。

流用につきましては、この事業において委託費を積んでおりまして、こちらについては業務発注に当たって、国の標準価格とか、県の規定による単価、参考見積りを積算した上で、一般競争入札を実施したところ、想定より低額で落札されたというところでございまして、そのときの残額が88万1000円でしたので、こちらをその他の事業に流用したということでございます。

○下地康教委員　最初は、その説明のほうが非常に分かりやすかったというふうに思います。

それで、そもそも見直し事業というのは、これ、どういう原因でというか、どういう要望があったのかというのをお聞きしたいと思います。

○知念宏忠自然保護課長　お答えいたします。

先ほど、令和３年度より公園の計画の見直しに着手というお話をさせていただきましたけれども、伊良部県立自然公園につきましては、平成７年に指定してございまして、その後、伊良部大橋の開通とか、下地島空港の定期便就航等に伴う社会基盤の整備や、近年の活発な経済活動に伴う宅地化等の開発が進んでおりますので、それらを踏まえまして、公

園計画の見直しに着手したというところでございます。

○下地康教委員　伊良部島は、自然公園に、全体が指定されているというふうに理解をしていますけれども、つまり様々な社会事情によって、要するに土地利用の変化が出てきているというふうに思うんですけれども、これは都市計画との絡みも非常にあると思うんですね。

伊良部島は都市計画の決定はされていませんけれども、やはり、その辺りを今回の調査の見直し事業の中でどういうふうに捉えているのか、ちょっとお聞かせください。

○知念宏忠自然保護課長　この都市利用計画等につきましては、今後計画の見直しの事業に当たって、宮古島市とも調整をしていくことになります。

また、地権者とも調整をしていくことになりますので、そちらの意見等を踏まえて計画の見直しに反映していきたいということを考えております。

○下地康教委員　具体的に、見直しの時期というのは想定されているんでしょうか。また、想定されるんであれば、いつ頃になるというふうに思っていますか。

○知念宏忠自然保護課長　お答えいたします。

この見直しにつきましては、今年度も引き続き動植物の調査を行っております。次年度もまた今、四季の調査を予定しておりまして、次年度も一季残しておりますけれども、その調査を行いまして、公園計画の変更の原案を作成しまして、令和９年度を目途に公園計画の見直しができればということを考えております。

○下地康教委員　ありがとうございます。

次に移ります。これは85ページ、業務用車両電動化促進事業、これは先ほども質問が出ていたと思うんですけれども、まず、その事業目的ですね。

これは太陽光発電設備を要する事業者の業務用車両の電動化というふうにあるんですけども、これは太陽光の発電設備を持っている事業者が対象というふうな理解でよろしいですか。

○横田恵次郎環境再生課長　太陽光発電設備を有する企業、もしくは、再エネを売っているものもございますので、それを契約して電力として使っているところが対象となるという形になっております。

○下地康教委員　要するに、設備を所有している事業者が対象ということでいいですか。

○横田恵次郎環境再生課長　有している、もしくは、同じく商工労働部でやろうとしていた、太陽光発電設備に対する補助を使って整備するといった形で整備される方が対象となります。

太陽光発電設備を有する事業者、もしくは太陽光とか、そういった再生可能エネルギーを導入している、契約している会社が対象となるという形になります。

○下地康教委員　これは先ほども理由を説明してもらったと思うんですけども、再度、ゼロになった理由をお聞かせください。

○横田恵次郎環境再生課長　本事業は、環境省の重点対策加速化事業を利用して、業務用車両電動化促進事業を実施する予定としておりましたが、重点対策加速化事業の審査結果について、令和６年５月13日に、環境省から、本件は不採択との連絡があり、同交付金の不採択により歳入が見込めなくなったことから、２月議会に補正を行い、最終予算額０円とし、事業を実施していないという状況でございます。

○下地康教委員　これは再度この事業に対する、エントリーをする予定ですか。

○横田恵次郎環境再生課長　令和７年度につきましても、事業スキームを適宜見直し、再度応募する予定で進めておりましたけれども、令和７年度の応募要件として、2030年までに公共施設、公用施設の電力消費に伴うＣＯ２排出を実質ゼロとすることなどの要件が加わっております。

現行の沖縄県環境保全率先実行計画においては、2030年には県管理施設で使用する電力の50％を再生可能エネルギーとすることを目指すとした、取組目標を掲げておりますので、比較した上で、応募要件を満たすことが困難と判断し、応募を見送ったという状況でございます。

○下地康教委員　私が質問しているのは、この事業を再度エントリーしていくのかというふうな話をしていますけども、端的にもう一度答えてもらえますか。

○横田恵次郎環境再生課長　令和７年度から、そういった厳しい要件が書かれたことから、困難と判断し、エントリーはしておりません。

○下地康教委員　それでは、令和７年度にはこの事業というのは予算化されていないという理解でよろしいですね。

○横田恵次郎環境再生課長　はい、入っておりません。

○下地康教委員　これはエントリーもそうなんですけども、やはりしっかりとした事業の内容を、また

沖縄県が持っている環境の計画、それをしっかりと吟味して、それはエントリーする必要があったんじゃないかなというふうに思いますけれども、これ、部長どうですか。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

本県におきましては、先ほど説明のあったとおり、2030年度までの再生可能エネルギーを目指す、この目標が50％という形になっておるんですけども、こういったものの見直しについては、本県が島しょ性であるということでの電力の再生可能エネルギーの達成する見込みというのが、本土の原発を使ってやっているものと、原発がなく、それから本土との電力系統が途絶えているという、独立しているという、そういった課題が非常に大きな問題であります。

そうしたことで、この令和７年度の応募要件の、2030年度の実質ゼロというこの応募要件は、我々としてもいろいろ温暖化対策計画の見直しも含めて、いろいろ検討しているところなんですけれども、こういったところはちょっと難しいという判断があって、そういったところもありまして、この事業についてはもう要件を満たさないということで、応募を見送っているというような状況というところでございます。

○下地康教委員　いや、僕が言っているのは、要するに、そういったものを全部検討して、やはりエントリーをする必要があったんじゃないのかという話をしているのであって、その辺りをどう見ていますかということですね。

○多良間一弘環境部長　すみません、説明がちょっと悪かったかもしれませんけど、そういった形で、我々、地球温暖化対策率先実行計画の見直しと併せて、この要綱も満たすかどうかと。この率先実行計画の応募要件に見直せるように、実質ゼロとみなせるかどうかというところも検討した上で、そこは困難だということで、県の率先実行計画の見直しがなかなか難しいということですので、そういったところで応募は見送ったといったところです。

○下地康教委員　今後、しっかりとその辺りを検討して、エントリーをする場合は予算の変更がないようにやっていただきたいというふうに思います。

次に、88ページ、全島緑化県民運動推進事業ですけれども、この内容を大まかに説明してもらえますか。

○横田恵次郎環境再生課長　業務の内容といたしましては、全島緑化県民運動推進会議の開催ですとか、これは農林高校等でお願いしているんですけれども、花のゆりかご事業で生産した花の約２万2000本を地域の学校ですとか団体へ配布しております。

また、沖縄県ＣＯ２吸収量認証制度について、企業、団体、市町村向けの制度説明会を１回開催し、審査会によって２件が採択されたという状況がございます。

○下地康教委員　この事業の説明では、花のゆりかご事業、これは農林高校に対して花の苗の委託をしているということですけども、この農林高校というのは何か所ですかね。

○横田恵次郎環境再生課長　５校になります。

○下地康教委員　その中に、離島の高校は何校ありますか。

○横田恵次郎環境再生課長　久米島と八重山になります。

○下地康教委員　宮古島はなかったんですか。

○横田恵次郎環境再生課長　はい、宮古島は入っておりません。

○下地康教委員　その理由を聞かせてもらえますか。

○横田恵次郎環境再生課長　宮古島のほうにつきましては、学校のカリキュラムからそういったものがなくなったために担当できないということで、やっていないということと聞いております。

○下地康教委員　この事業というのは、全島緑化ですよね。つまり離島があるんですが、沖縄にはいろいろ大小離島ありますよ。しかしながら、その離島の中でも大きいのは、やはり宮古、石垣、それと久米島、そういった辺りだと思うんですけれども、やはりそういった県内の中でも大きな離島と言われるところには、全島緑化ということでこれは何らかの形で、そういったことをやらなければならないんじゃないですか。どうですか。

○横田恵次郎環境再生課長　宮古島のほうですけれども、確かに、学校がつくっていないんですけれども、一応県としてはやはり宮古島もやってほしいということでお願いをしていて、学校のほうでも、どういったことができるのか、今、検討していきたいというふうなことは、回答としていただいている状況ではございます。

○下地康教委員　この事業というのは平成20年度から始まっていますよね。宮古島はこれまでに一回もそういうことをされていないんですかね。

○横田恵次郎環境再生課長　この事業では、花のゆりかご事業として宮古島ではやってはいないんです

けれども、宮古島には、美ぎ島宮古グリーンネットという団体がおりまして、この方々が育林や植樹作業を担って、宮古地区で活動されているということは聞いております。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、下地委員から当該事業がしっかりと全島に行き渡っているのか確認したいという質問の意図等について補足説明があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

下地康教委員。

○下地康教委員　この予算を、全島にしっかりと行き渡らせるための方策を、しっかりと考えていただきたいというふうに思いますので、それをしっかりとお約束できますでしょうか。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

花のゆりかご事業につきましては、先ほど答弁があったとおり、高校等におきましては、そういったカリキュラムがないということでそれは実施していないところなんですけども、御指摘のいろいろ福祉施設とかそういったところも、協力できるものかどうかという、そういった体制ですね、実施できるかどうかというのをまずいろいろ確認して調整した上で、そういった部分についてもできる方向で検討していきたいと思います。

○下地康教委員　ぜひ、事業のその目的をしっかりと執行していただきたいというふうに思います。

最後に、企業局の決算の概要ですね、それで行きたいと思います。

４ページ、企業債の残高対給水収益比率ですか。これは300％以上だと注意をするような水準、経営状況というふうに考えるんですけれども、全国平均が225.8％、沖縄の場合はもう300を超えていますね。その辺りはどういうふうにして対策といいますか、考えていますか。

○大城貴経営計画課長　企業債残高対給水収益比率なんですが、委員御指摘のとおり、令和５年度末時点で、沖縄県340.7％に対して全国の225.8％、高い状況にございます。

先ほどの決算資料の13ページにありましたように、できるだけ建設改良事業の補塡財源を確保しながら、企業債残高の抑制を図っているところでありまして、これが徐々に減少しているところであります。

令和６年度につきましては、料金収入ですね、料金を改定したことによって、308.1％というような形になっておりますので、当面の目標としましては300％以下、それを目標に掲げて、中長期計画では定めているというところで、それに向けて取り組んでいるというところでございます。

○下地康教委員　この辺り、非常に沖縄は地理的といいますか、北部から持ってこなきゃいけないというような導水管の延長距離とか、非常に厳しいところがあると思うんですけども、それはまた頑張っていただきたいというふうに思っております。

それと、この４ページのほうの資本的収入の推移というふうにありますけれども、その中で、令和６年度はその他のほうで32億、ほかの会計から繰り入れているという話ですけれども、これは返さなきゃいけないですよね。これはどうなんですか、その計画というのは。

○志喜屋順治総務課長　お答えします。

長期借入金につきましては、30億円借入れしております。貸付期間としまして、令和６年度から令和21年度までの15年間、据置き期間５年間を据置きさせていただきまして、貸付け条件としましては、年利率0.9％で、元金均等の年賦払いとして15年間の計画で返済する計画となっております。

○下地康教委員　つまり収入がなければ返せないですよね、基本的にね。この収入をどう考えているかという話ですね。

○大城貴経営計画課長　この資料の３ページにありますように、３ページの上のほう、料金改定スケジュールというところがございますが、近年のコスト状況等を踏まえまして、企業局では令和６年の10月１日から段階的に料金改定を行うこととしております。

令和８年４月１日に135円70銭になることになりまして、さらに料金収入が増えますので、こういった収入で、日々の事業運営合わせて、建設改良事業ですね、更新、耐震化等の事業に充てていきたいというふうに考えているところでございます。

○下地康教委員　やはり公共料金、特に水道料金は、設備費用がかなりかかります。なので、やはり公共料金に関しては、５年をめどに料金を改定していくというのが、基本的な水道企業の運営状況だというふうに考えるんですね。その辺りを、やはりしっかり県民の皆さん方に理解をしていただけるような、そういったことを考えていかなければいけないというふうに思っております。

それともう一つは、やはり補助金ですね、補助金が相当減っています。そういう意味では、その辺り

をやはり考えていかなきゃいけないなというふうに思っていますので、全体的な今後の料金の考え方、それと経営の方法ですね、ぜひ局長のほうから一言お願いします。

○宮城力企業局長　料金の今後の考え方という趣旨の御質問ですけれども、今現行の段階的な水道料金の改定スケジュールは、令和６年度から令和９年度までにかかるコストについての収益ということで算定しているところで、おおむね水道法の施行規則ですかね、一定程度の期間における水道料金の水準について検討されたりということもありますので、これは恒常的にやっていくこととしております。

２点目、情報発信をもっとするべきじゃないかという、たしか御趣旨ですけれども、実はこれ、まさしく御指摘のとおりで、我々積極的に、もっと積極的な情報発信をしなければいけないというふうに感じているところ。今の企業会計の状況がどうあるのか、財務状況をはじめ、様々な取組について幅広く発信していきたい。今行っているところですが、さらなる強化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

３点目、国費の確保という視点だと思います。企業局にあっては、全てハード交付金、基本的に全てハード交付金ですので、ハード交付金の総額が減少すると、その分我々の企業局の配分額も非常に小さくなっていくという現状がございます。幸いなことに、昨年はハード交付金の補正で、企業局は38億円措置していただきました。

我々、今後とも、当初に限らず、補正予算も含めて、あらゆる機会を通して所要額の確保に向けて総務部と連携しながら、努めていきたいと。そうすることによって、持続的な企業局の水道事業の会計が担保されるのではないかというふうに考えているところで、今後とも努めてまいります。

以上です。

○下地康教委員　皆さんの努力がしっかりと報われるように、また我々も応援していきたいというふうに思います。

以上です。

○仲里全孝委員長　下地康教委員の質疑は終わりました。

以上で、環境部及び企業局関係決算事項に対する質疑を終結します。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について議題とします。

それでは、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由を説明お願いします。

なお、提起の理由の説明の順序につきましては、お手元に配付してあります総括質疑（委員会協議用）の順番でお願いいたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いいたします。

まず、第１項目の下地康教委員の提起について、与那原マリーナにおける使用料の誤徴収に関する再発防止に向けた取組についてをお願いします。

下地康教委員。

○下地康教委員　与那原マリーナにおける使用料の誤徴収に関する再発防止に向けた取組、まさにそのとおりでありまして、これは実を言うと、重大な事項という形で監査には報告されていますよね。

それで、その中では今後再発防止に向けた検討をするとしか書いていないので、しっかりとどういった再発防止のやり方が考えられているのかですね。

それと、この問題にはもう一つ、ちょっと懸念する事項がありまして、これ自治法上５年を過ぎると、その請求をすることができないというふうな話があるんですね、誤徴収に関してですよ。５年を過ぎた人たちに対する対策、対応、こういったものをどう考えているのかというものをしっかりと聞きたいというふうに考えています。

以上です。

○仲里全孝委員長　次に、項目２番、北谷浄水場におけるＰＦＯＳ汚染除去に係る汚染源特定及び原因者への費用負担を求めるための日本政府及び米国政府への働きかけ方針について、提起の理由について、瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員　北谷浄水場におけるＰＦＡＳ除去の高機能活性炭の設置の事業については、施設整備ということで防衛省からの補助もあったわけですけれども、それが取替えということになると、維持管理に当たるため、補助金も該当しない。今日質疑させていただいた公営企業繰出基準に関する地方交付税の措置の要件にも、施設整備ということで該当しないということで、このまま何の補助も国の負担もなく、県が多額の費用を負担するということは、

非常に理不尽であるというふうに考えます。

県の調査で、米軍基地が汚染源である蓋然性が極めて高いということの結果も出ておりますので、それを踏まえて基地の立入調査によっての汚染源の特定、あるいは米軍に対しての費用の負担なのか、施設提供者である日本政府に対しての費用の負担なのか、いずれにしても県民が不利益を被っているわけなので、その原因者、施設提供者である両者に費用負担を求めていくべきだと考えております。

その働きかけを、知事がどのように行っていくかということについては、知事に方針を伺うべきかなというふうに思っております。

なので、この文章は、原因者と施設提供者ということも付け加えていただいたほうがよろしいのかなというふうにも思っております。

以上です。

○仲里全孝委員長　提起の理由の説明は終わりました。

休憩いたします。

（休憩中に、提起のあった２項目について内容及び文言の確認を行い、報告することで意見の一致を見た。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては、決算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いします。

ほかに御提案はありませんか。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長　提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結します。

次に、お諮りします。

これまでの調査におきましては、決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

なお、決算調査報告書は、10月16日木曜日正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆様は、10月17日金曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会します。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　仲　里　全　孝

副委員長　　糸　数　昌　洋